

平成29年度研究報告書

児童相談所における弁護士役割と
位置づけに関する研究
(第2報)

研究代表者	影山 孝 (東京都児童相談センター)
共同研究者	池田 清貴 (くれたけ法律事務所)
	金子 祐子 (横浜よつば法律税務事務所)
	久保 樹里 (元大阪市子ども相談センター)
	信田 力哉 (相模原市児童相談所)
	浜田 真樹 (浜田・木村法律事務所)
	川松 亮 (子どもの虹情報研修センター)

社会福祉法人 横浜博明会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成29年度研究報告書

児童相談所における弁護士役割と
位置づけに関する研究
(第2報)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

目 次

I. 問題と目的	1
II. 方法	1
III. 結果	4
1. 名古屋市中央児童相談所	4
2. 広島県西部こども家庭センター	9
3. 埼玉県中央児童相談所	14
4. 奈良県中央こども相談センター	17
5. 東京都児童相談センター	22
6. 静岡市児童相談所	26
7. 大阪府子ども家庭センター	28
8. 堺市子ども相談所	33
9. 大阪市こども相談センター	37
10. 鳥取県中央児童相談所	42
11. ヒアリング結果概要	46
IV. 考察	52
V. 資料	61
1. 全国児童相談所弁護士相談体制に関する再調査 集計結果	62
2. 児童相談所ヒアリング項目	74

I. 問題と目的

児童相談所でのソーシャルワーク場面で、子どもの最善の利益を確保するために、子どもや保護者の意向と必ずしも一致しない対応が必要な場面が増えてきている。

こうした対応を適切に行うために、弁護士への法律相談や家庭裁判所への審判申立を弁護士に委任する等、児童相談所と弁護士のかかわりも増えてきている。全国の児童相談所においては常勤配置、非常勤配置、契約など様々な弁護士配置体制がとられてきている。

2016年度に、全国の中央児童相談所に質問紙調査を行い、弁護士配置形態や相談体制の分析を行うことができた。

2017年度は、児童福祉法が改正され児童相談所への弁護士配置又は準ずる措置が法定化され、2016年10月1日より施行されたこともあり、法改正後の児童相談所での弁護士配置相談体制の変化について質問紙調査による再調査をおこなった。また、常勤配置、非常勤配置、契約（個人及び団体）など、様々な配置形態を採っている児童相談所にヒアリングをおこない、弁護士への相談内容や配置するにあたっての課題や配置したことのメリット、今後の在り方などを聞き取ることで、児童相談所への弁護士配置形態ごとの課題等を明らかにし、各児童相談所がより望ましい弁護士配置を検討する際の参考となるようまとめた。

II. 方法

1. 質問紙調査

(1) 質問紙の内容

質問紙により全国の中央児童相談所に「昨年度の調査（2016年4月1日）への回答以降、弁護士へ相談体制に変化があったか」を聞き、変化があった場合に「自治体における弁護士体制」「中央児童相談所の児相弁護士による地域児童相談所への相談体制」「児相弁護士への相談体制」「児相弁護士への報酬について」「今年度になっての児相弁護士への相談で変化があったか」について調査をおこなった。

(2) 質問紙調査の実施

2017年6月29日、全国の児童相談所設置自治体の中央児童相談所（69児童相談所）を対象に、郵送による質問紙調査を実施した。質問紙調査への回答はいずれも職員にお願いした。

(3) 回収率

回収率は100%（69 児童相談所）であり、すべての中央児童相談所から回答を得ることができた。

2. ヒアリング調査

(1) ヒアリング実施児童相談所

2017年9月19日から12月15日の間に、9 児童相談所へのヒアリング調査を実施した（なお、名古屋市中央児童相談所へのヒアリングは、先行調査として2017年3月6日に実施）。先行調査を含めて、10 児童相談所へのヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査は、研究代表者、共同研究者で手分けを行い、原則2人一組で実施した。2人のうち必ず1人は弁護士が入るようにした。

なお、ヒアリング実施児童相談所の弁護士配置状況は、常勤2所、非常勤2所、非常勤と個人契約の併用1所、個人契約4所、団体契約1所である。

(2) ヒアリング回答者

ヒアリングについては、各児童相談所で弁護士相談実務に直接かかわっている児童相談所職員から回答を得た。弁護士については9所で同席し回答を得たが、1所については弁護士の同席は得られなかった。

ヒアリング場所としては、児童相談所または弁護士事務所でおこなった。

(3) ヒアリング結果

ヒアリング結果については、ヒアリング調査をおこなった研究者が分担で執筆し、ヒアリング先に確認をし、必要な修正をしていただいた。

（文責 影山 孝）

図表Ⅱ-2-1. ヒアリングを行った児童相談所と日程等

	児童相談所名	調査日	場所	訪問者
1	名古屋市中央児童相談所	2017年3月6日	名古屋市中央児童相談所	川松、影山、浜田
2	広島県西部こども家庭センター	2017年9月19日	広島県西部こども家庭センター	久保、浜田
3	埼玉県中央児童相談所	2017年12月21日	法律事務所	池田、影山
4	奈良県中央こども相談センター	2017年10月2日	奈良県中央こども相談センター	久保、浜田
5	東京都児童相談センター	2017年12月5日	東京都児童相談センター	金子、信田
6	静岡市児童相談所	2017年11月14日	静岡市児童相談所	川松、池田
7	大阪府子ども家庭センター	2017年12月12日	東大阪子ども家庭センター	影山、浜田
8	堺市子ども相談所	2017年11月30日	法律事務所	信田、池田
9	大阪市こども相談センター 大阪市南部こども相談センター	2017年12月12日	大阪市こども相談センター	影山、浜田
10	鳥取県中央児童相談所	2017年12月15日	鳥取県中央児童相談所	浜田、川松

(太字：原稿執筆者)

Ⅲ．結果

1. 名古屋市中中央児童相談所

(1) はじめに

名古屋市中中央児童相談所は常勤弁護士が配置されている児童相談所（以下、児相）の一つである。配置は2015年度から始まり、2016年度からは市内のもう一つの児相である西部児童相談所にも常勤弁護士が配置され、市としては計2名が配置されていることになる。常勤弁護士の配置がなされている自治体の状況を把握する目的でヒアリングを実施した（注：調査時点では2児相体制だったが、2018年5月に3か所目の児相が開設された）。

ヒアリング児童相談所名：	名古屋市中中央児童相談所
ヒアリング対象者（役職）：	中央児童相談所の常勤弁護士と所長、 及び児童虐待対策主幹
インタビュアー名：	浜田真樹、影山孝、川松亮
ヒアリング日	： 2017年3月6日
ヒアリング場所	： 名古屋市中中央児童相談所

(2) 弁護士の配置状況

①名古屋市中中央児童相談所の特徴と現在の弁護士相談体制

名古屋市中中央児童相談所は名古屋市内16区のうち10区を管轄している。

名古屋市全体の相談状況を見ると、2015年度の児童虐待相談対応件数は2,362件で、前年度の1,969件と比べて20.0%増加している。児相に寄せられる虐待相談の経路は警察が1,278件で最も多く、54.1%を占めている。また、虐待種別では、心理的虐待が1,287件で最も多く、全体の54.5%となっている。また、被虐待児の一時保護件数は714件で、前年度から183件の増加であった。このように市全体の虐待相談対応件数の増加が大きく、特に警察からの通告と心理的虐待の割合が高くなっている。

法的対応件数も例年一定数が認められており、立ち入り調査は2015年度に9件、児童福祉法第28条新規申し立ては2015年度に4件、親権停止申し立てが2015年度に2件となっており、法的対応件数は多い。

申し立ての際は、常勤弁護士が所長の代理人として対応をしている。

②現在の体制になった経緯・時期とそれ以前の体制

もともと名古屋市はキャプナ弁護団との協力関係があった。2004年度からキャプナ弁護団と委託契約をし、月1回の法律相談と随時相談、児童福祉法第28条申立て等児童相談所長代理人業務、行政処分や困難事例への法的援助業務を実施してきた。

2011年に発生した死亡事例を契機に検証がなされる中で、弁護士の常勤化の必要性が指摘された。

2013年4月1日に「名古屋市児童を虐待から守る条例」が制定され、名古屋市の虐待防止対策が子どもの安全最優先に舵を切る中で、議会からの要請もあり、弁護士常勤化が検討されたようである。常勤弁護士の募集は、公募により行われており、中央児童相談所の弁護士は東京からの応募であったし、その後に配置された西部児童相談所の弁護士は四国からの応募であった。応募資格は弁護士経験2年以上となっている。

なお、キャプナ弁護団との関係では、常勤弁護士配置後に委託契約は解除されたが、機関連携に関する協定書が結ばれた（2015年4月）。常勤弁護士の方もキャプナ弁護団に相談することや一緒に動くこともあるとのことであった。ただ、委託契約が解除されているために、キャプナ弁護団への報酬は出なくなっている。児童相談所としても、常勤弁護士以外にも、相談・連携できる弁護士確保は必要と考えているとのことがあった。

（3）弁護士への相談状況

①弁護士に依頼している業務内容

児童福祉法第28条申立てや親権制限の申立てあるいは触法・ぐ犯送致は、書類作成を弁護士が行い、審問や調査官対応は弁護士と職員とで行っている。家庭裁判所との調整も弁護士が主体となることが多い。特に触法・ぐ犯送致は従前、職員のみで対応していたが、弁護士が対応することで、送致事実や証拠書類等が整理されるようになったと評価されている。

臨検・捜索は児相に配置されている現職警察官と協力して行っている。刑事事件として立件される虐待ケースについては、検察、警察と連携して協同面接（司法面接）を実施して被害事実を確認し、面接による子どもの負担軽減を図っている。そのために、毎月、検察・警察と定例協議会が開催されている。この会議に、市や県の本庁職員とともに弁護士が出席している。その他、児相が単独で行うケース対応のうち、性被害を中心に弁護士が被害事実確認面接を実施している。刑事事件として立件された場合の子どもや保護者への説明に際して、弁護士が入って説明することもあるようであった。

また、家庭訪問や関係機関訪問に弁護士が同行することもあり、特に医療機関における介入場面では弁護士が説明しているとのことだった。これは、常勤弁護士が緊急介入班の主幹（課長級）という立場にあるため、職務上で一時保護や立入調査などに立ち会うことが多いことと、医療機関による通告の場合、法的対応が急務であることも多く、医療機関にもその説明が必要であるためとの説明があった。保護者との間での緊張場面では、弁護士だからといって保護者の対応が他の職員と特に大きく変わるわけではないが、弁護士が同席することで手続き上の瑕疵を防ぐことができていると述べられた。

なお、保護者が立てる弁護士への対応は、ケースに応じて児童福祉司であったり常勤弁護士であったり異なるとのことである。行政訴訟を提起された際は、本庁の弁護士が対応して、常勤弁護士が市の訴訟代理人として対応することはない。また、児童福祉審議会には出席していないようであったが、要保護児童対策地域協議会の実務者会議や、法的に問題になりそうな個別ケース検討会議には出席することがあるとのことだった。

その他には、所内研修の講師を1～2か月に1回程度行っているとのことであった。

②具体的相談状況について

インタビューを通じて、児相内で常勤弁護士に気軽に相談ができている雰囲気が感じられた。常勤弁護士のお話では、一日の半分くらいは職員から話しかけられていると述べられた。流しでもトイレでも所構わずに、たいしたことと思えないことであってもとにかくすぐに聞ける良さがあり、職員の不安を解消することにつながっていると思われるとのことだった。逆に心配としては、職員が自分で考える習慣が乏しくなることがあげられると、常勤弁護士もインタビュー職員も共に述べておられた。職員が先ずは自分で調べたり、後で条文を確認することが大切だと思うとのことだった。

職員側からは、不服申立ての弁明書をチェックしてもらえたり、相談の受理から援助方針の決定、その後の援助について一貫して関わる中で、早い段階から法的措置の可能性について相談ができるため、常勤弁護士の存在はとても助かっているとの話があった。

職員に対して常勤弁護士から見て気になる点は、記録の取り方だと述べられた。事実と評価が記録に混在していることが多く、時系列での整理のし直しを助言することがあるとのことだった。所内研修では、制度の知識と並んで、審判例を示し、事実と評価の記載の仕方を例として示して話をすることだった。

(4) 常勤弁護士への質問

①児相弁護士以前の弁護士活動

名古屋市中央児童相談所の常勤弁護士は、以前は東京都内で公設事務所所属の弁護士だったとのことである。そこでは刑事、少年事件、家事事件を取り扱っており、その経験は児相弁護士として活かしているとのことだった。前職で扱っていた事例と似ている案件が多いと述べられた。そこで、児相弁護士になる上での素養としては、公設事務所や法テラスでの経験が有効で、特に刑事や少年事件、家事事件（とりわけDV関連事例）を経験しておくとういことだった。

また、常勤弁護士の任期が終了して以降、通常の弁護士活動に戻れるかどうかについては不安を持っておられた。その点では、任期終了後に他の常勤弁護士配置自治体に移るという選択肢もあってもよいかもしいという話が出た。

②弁護士会との関係

弁護士会費については、県の弁護士会は免除（任期付採用期間について）、日弁連は自費で払っているとのことだった。

弁護士会に所属はしているが、勤務時間中は弁護士会の活動に出ることはできず、その点では不十分さを感じておられた。

なお、常勤児相弁護士として、地域の弁護士から孤立することには不安を持っておられた。弁護士会やキャプナ弁護団とのケース検討の場や、それらの弁護士からスーパーバイズを受けることへの要望が出された。外部の弁護士とどう連携するかが課題であると述べられた。

③前任弁護士から後任弁護士への引継ぎ

後任弁護士をどう確保するかが課題であると述べられた。すでに後任を意識した動きを考えておられた。前述のように、公設事務所や法テラスからのリクルートが良いのではないかという考えを持っておられた。

常勤児相弁護士に求められることとしては、フットワークの良さであり、実際に動くことが必要だと述べられた。目の前で物事が動いているのであり、それにたいして弁護士としての自分がどう対応していくかを常に考えている必要があるとも述べられた。

(5) 弁護士配置の意義と課題

①弁護士配置のメリット

裁判所に申立てや事件送致を行うにあたって弁護士が事実を整理し、手続きを行うことは、権利告知や不服申立て等手続保障の観点から、子どもや保護者の利益に繋がると言える。また、児童相談所としての法的対応の適用場面に確信を持てること、協議場面でその適切性をいつも確認できることが利点として挙げられた。いつも同じ弁護士がいて、タイムリーに相談ができることも利点として挙げられた。以上を通じて、法制度を最大限活用できること、そのことが外部からの応援としてではなく、内部にいるスタッフとして行ってもらえることが良い点であると述べられた。

②現在の課題

課題点としては、常勤弁護士からは児相の記録の見直しがあげられた。また、児相の日常業務を見直すことが必要で、市民の理解を得るためにも、説明が的確にできる必要があると述べられた。

また、弁護士体制の課題としては、常勤弁護士の他にも相談できる弁護士の確保が必要であることが述べられたが、その点ではキャプナ弁護団との契約が切れたことで報酬が出せない点が問題点として挙げられた。また、外部の弁護士から児相弁護士が孤立してしまうことへの懸念が述べられた。

常勤弁護士自身は、外部弁護士との連携の在り方や後任をどう育てるかが課題であると話された。児相職員としては気軽に弁護士相談ができる反面、自分で調べることの大切さを忘れてはならないことが指摘された。

今後に向けては、弁護士相談のQ&A集を作成して、組織として蓄積ができるとよいと思うと述べられた。

(6) おわりに

名古屋市児相の常勤弁護士配置2年目が終わろうとする時期のヒアリングであった。常勤弁護士は職場に溶け込み、1人のワーカーのような位置づけで業務に取り組んでおられた。常勤配置が効果的な形で機能し、児相全体の法的対応力を向上させていることが感じられた。

地域の弁護士との連携などいくつかの課題が見られたが、常勤弁護士配置の数少ないモデルとして、名古屋市児童相談所の今後の取り組みに引き続き注目していきたいと思わせられたヒアリングであった。

※キャプナ弁護団：1995年に名古屋弁護士会（現在は愛知県弁護士会）子どもの権利特別委員会の委員が呼びかけて、「子どもの虐待防止ネットワークあいち」（Child Abuse Prevention Network Aichi 通称「CAPNA」）が創立された。キャプナ弁護団は、子どもの虐待防止のために活動する弁護士有志で1997年に結成され、CAPNAと協力・連携して、独自の活動を行っている。2016年11月に「子どもサポート弁護団」に改称した。

（文責 川松 亮）

2. 広島県西部こども家庭センター

(1) はじめに

ヒアリング児童相談所名：	広島県西部こども家庭センター
ヒアリング対象者（役職）：	総務企画課長、次長兼政策監（心理職）、 課長、法務専門員（弁護士）
インタビュアー名：	浜田真樹、久保樹里
ヒアリング日：	2017年9月19日
ヒアリング場所：	広島県西部こども家庭センター

(2) 弁護士の配置状況

①広島県西部こども家庭センターの特徴と現在の弁護士相談体制

2014年4月から西部こども家庭センター（以下、センター）に法務専門員として所長の下に弁護士が配置された。その募集に現在の弁護士が自らの希望で応募して採用され、4年目を迎えている。2016年8月には、東部こども家庭センターにも弁護士が一人配置されるようになった。法務専門の位置づけは非常勤の任期付き公務員（5年任期）である。月曜から金曜まで出勤しており、ほぼ常勤に近いが、1か月に20日間、116時間15分の勤務時間内に合わせるように調整をしている。勤務時間は午前8時半から午後3時15分、2週目のみ午前8時半から午後3時半までとなっている。

5年間の任期付き採用であり、5年が終わるときに公募がある。応募者がいないもしくは適する人がいない場合は、これまでと同じ弁護士を採用することができる。その後は3年ごとに公募となる。再任を今のところは妨げることはない。

②現在の体制になった経緯・時期とそれ以前の体制

2001年度から虐待対応嘱託弁護士として、数人の弁護士と契約をしており、月に1度半日、弁護士がセンターに来所し相談に対応する体制があった。緊急事例の場合はその都度、相談もでき、契約弁護士の事務所での相談や、電話・メールでの相談も可能であった。現在の常勤弁護士は2012年度より嘱託弁護士として児童相談所（以下、児相）に務めていた経緯がある。

2012年に施設から家庭引き取りになった児童が1年半後に虐待が再発し、死亡した。すでに児相の指導は終了していたケースであったが、児相は適切にフォローできていたのか、市町との連携ができていたかなどが課題となり、全体的な相談援助体制の強化として2014年度に弁護士の非常勤化の予算を計上することになった。同時にそれまでの嘱託の弁護士相談制度は打ち切られることとなった。

(3) 弁護士への相談状況

①弁護士に依頼している業務内容

幅広く法律関係の業務を依頼している。児童福祉法第28条の申し立て書や審査請求に対する弁明書の作成、業務に関する法律相談（児童相談・女性相談・障害者に関する相談）、保護者や子ども、

保護者代理人弁護士との面接への同席、警察や学校など関係機関との協議時の同席と法的な説明、援助方針会議などの会議への出席と援助方針決定における法的見解の助言を受けている。その他、被害確認面接時のバックスタッフとして、確認事項のチェックを依頼している。また、センターの職員研修に加え、市町の職員向けの研修として、「子どもの権利条約」「個人情報保護」「少年法」「親権」などのテーマで講師を依頼している。センター内に弁護士がいることで、日常の記録の書き方や業務に係る要綱作成時に法的に押さえる点について助言を受けることができ、その場その場で起こる保護者対応についての困難事項への相談も多い。

②具体的相談状況について

児童福祉法第 28 条の申し立ての準備にかかわる業務が多く、現在は新規ケース 2 件、更新ケース 2 件の 4 件を担当している。

最近では保護者や子どもとの面接が増えている。たとえば、保護者が代理人弁護士を同行してきた場合の面接の同席、クレームをつけてくる保護者の場合は話を聞いて、法的な説明をする。その場合は文書を準備し、それを見せながら説明を行うようにしている。弁護士であることは伝えるがその時にはそれほどの反応はない。後になって保護者から、あの弁護士にもう少し聞きたいという連絡がきたことがあった。また、父母が親権争いをしているケースにおいて、親権変更とはどういう手続きなのか、どれくらいで結論が出るのかという質問が子どもからあり、説明を行ったことがある。子どもから弁護士を依頼したいという意向がある場合に説明をしたり、弁護士の紹介を行うことがある。保護者が事件で逮捕された場合の処遇前カンファレンスに同席することもある。面接は児童福祉司と同席で行うようにしている。

センターは 3 つの機能を併せもっており、児童だけでなく、女性や障害者に関する法律的な問題についても対応している。たとえば、DV で保護中の女性の離婚相談、親権についての相談や外国人の女性の渉外離婚の相談にも応じることがある。この 3 つの機能を併せ持っていることで対応できたケースがある。もし、外部の嘱託弁護士の時代にこのケースを相談されたら、児童福祉法第 28 条は難しいと言っていたと思うが、弁護士がセンターの中にいることでセンター全体の業務の流れや心理判定のこともわかるために心理的虐待を主訴で申し立てることが可能となった。

(4) 児相弁護士への質問

①弁護士からみた児相の仕事への関与程度

子どもを家庭から分離し、一時保護や施設入所になるケースはすべて関与している。一時保護課以外の職員は同じフロアに席があり、弁護士もその事務室に席がある。弁護士が席にいと、気軽に職員が相談に来る。職員からの依頼を受け、その場その場で助言をしたり、保護者面接に同席したり、子どもに対しても面接をする。また受理会議、判定会議、援助方針会議にも出て、発言をすることもある。虐待ケースの受理通告票は弁護士にも決裁が回る。性被害の児童が警察からの聞き取りでしんどくなっている場合など、弁護士の方から弁護士に委任した方がいいと助言し、弁護士につなげたこともある。会議などでこれは危ないとチェックを付けたケースについては、その後、情報が入らない

ときには担当職員に話を聞きに行くこともある。その際、弁護士同士のやりとりではないので、担当職員が責められたと感じるような言い方はしないように気を付けている。

通常の弁護士の業務では、仕事を受けるといろいろな人や機関に話を聞くなど自分で調査をし、それをもとに判断していくが、児相の業務は他の機関や他の職員が聞き取った内容をもとに仕事を進めることが多い。分散している情報を集約することになるが、事実が整理しづらく、評価も難しい。また決定した方針を関係機関に説明する仕事もあるが、さまざまな反応がある。司法、教育、福祉の人の使う言葉が違う。互いがわかり合えるように、通訳をするのが自分の仕事だと思っている。弁護士がどこまでをするのかについては、難しさを感じることもある。学校や関係機関から情報を得る際もどこまで弁護士が出るかを考えながらやっている。基本は児童福祉司が主であると思っており、弁護士として勝手には動かないようにしている。たとえばこういう質問が出る場合は自分が話すなど、担当者と打ち合わせをして面接に臨むようにしている。

児童福祉法第28条や親権停止の申立書、家庭裁判所への未成年後見も申立書は弁護士が作成しているが、非行関係の書類は基本的に担当職員が作成しており、必要に応じて目を通す。行政不服審査請求がなされたときの弁明書は、弁護士が作成している。行政訴訟になったケースは自分が勤務している期間内には存在しないが、その場合にはおそらく、県の顧問弁護士が対応することになると思う。

②児相以外の弁護士業務

児相の非常勤弁護士になる以前は、弁護士事務所に所属し、様々な法律相談に応じていた。現在も、籍はその事務所に置いているが、以前から受けていた後見と保佐の業務を除いて、新規の業務は受けていない。弁護士会からの推薦で事件を受けてほしいという依頼もあるが、時間がなく、また利害対立が生じるおそれがあるためお断りしている。

③前任弁護士から後任弁護士への引継ぎ

採用されたときは、県内3か所のセンターを担当していたが、昨年8月から東部のセンターにも法務専門員が同じ条件で配置されるようになった。その弁護士とは頻繁にやりとりをし、情報交換を行っている。

産育休を8か月取得した間に替わりに入る弁護士を探すのに非常に苦労した。弁護士会に相談し、数人の若手弁護士を紹介してもらった。そのうちの一部が嘱託弁護士として広島市の児相に行くようになり、要保護児童地域対策協議会の会議にも参加している。たまたまピンチヒッターというきっかけではあるが、児童福祉の分野で活躍する若手弁護士を育てることにつながっている。

④弁護士会との関係

産育休中の代替弁護士は、弁護士自身が元々、地域の弁護士会とのつながりがあったので確保できた。センターはDV相談も多いので、女性相談を主とする弁護士ともつながりを持っている。こどもにも弁護士をつける必要がある場合は、ケースによって弁護士会に依頼することもある。先日、司法修習生の選択型実務修習の受け入れを弁護士会から依頼され、2週間引き受けた。席についている時

間がないほど、いろいろとやってもらった。このような取り組みは児相のことを理解してもらうことにもつながると思う。

弁護士会会費（月5～6万円）については任期付きの公務員という枠での減免措置はなく、会費は全額個人負担で払っている。現在、広島では会費の減免制度はない。地元の弁護士会とのつながりが大切ではあり、やめることはできないが負担である。

⑤その他

今年度から、弁護士自身での判断が困難なケースに対し、スーパーバイズを外部の弁護士に受ける際の予算がついた。相談するのは重いケースになるので、相談に対して報酬を払う必要性について説明し、予算化が可能となった。

元々、嘱託の弁護士として2012年度より、約2年間、児相のケースにかかわっていた。ベテランの弁護士に付いて複数で事例を担当していた。弁護士として仕事をするにあたっては、何でも経験した方がいいと事務所の上司からアドバイスを受けていたので、それを意識してやってきた。子ども関係以外の委員会にも所属している。高齢者や障害者の委員会で得た知識は児相でも障がいの人が多いので役に立っている。民事暴力の委員会ではクレーマー対策の講習会などもあり、これが非常に役に立った。離婚問題についても、渉外離婚問題を扱っていたり、所属している事務所が行政機関の顧問をしていたのもよかったと思う。弁護士1年目の人には児相の仕事は無理だと思う。児相ではその場その場ですぐにアドバイスを求められる。そのため経験や知識が要求される。3年くらいいろいろな経験を積んでから携わるのが望ましい。また児相在職中は様々な機関からの多様な相談を受けることになるので、この間に弁護士としてのスキルが落ちるとは思わない。

(5) 弁護士配置の意義と課題

①弁護士配置のメリット

かつての月一度の弁護士相談の時と現在では全く異なっている。細かいことでも弁護士に確認しやすくなり、保護者に法的根拠について明確に説明できるようになった。法的な根拠をもって説明を行わないと問題が発生するので、弁護士はいないと困る存在となっている。センター内部に弁護士がいることで、これまでのケースの流れがわかっただけで、部分的に外部の弁護士に相談するのは異なり、同じスタンスで相談できるのが助かっている。また児童福祉法第28条の申し立て書作成をはじめとして司法関係の書類の手続きを任せられることができるので、職員の負担感が軽減した。保護者の代理人弁護士から開示請求を求められることや、長く居座る保護者に対する対応について相談できるのもありがたい。どこまでを受け入れ、どこからは断わることができるのかを法的に整理してもらえる。子どもや保護者への対応の際に法定根拠の後ろ盾があるので、職員側が動揺しなくなり、安心感を持って仕事にあたるようになった。

一時保護所のことについては、被虐待児を一時保護した際の写真撮影や身体検査における注意点、保護した児童が暴れた際の入院や警察を呼ぶ際の対応について助言を受けた。子どもの人権を尊重した一時保護所の対応について、漠然としていたものを、検証してもらえたことも有意義であった。

②現在の課題

センターの弁護士配置について、厚生労働省において好事例として紹介されたが、当弁護士からすると、そうとは言い切れない。常勤的非常勤であるため、児童福祉司らは遅くまで仕事をしているが、弁護士は早く帰る状況であり、夕方からの忙しい時間帯に対応できない。そのため、常勤採用が基本だと思っている。また弁護士会の会費の支払いは負担である。児相への弁護士配置について、会費の負担はネックになるだろう。任期付き公務員の間での減免措置や何かの補助などがあることが望ましい。

③今後の弁護士配置の方向性について

センターとしては、現状を変更する予定はない。5年の任期付き契約であり、再任は妨げないとはいえ、将来を考えると現在の弁護士のようにセンターのことやこの地域のことをわかってくれている弁護士が来てくれるのかということに不安がある。弁護士会から適切な人を紹介してくれるようなしくみがあると助かる。弁護士には無理をお願いしているが、弁護士会会費を公費負担することは困難なのが現状である。

弁護士としては、児相の業務自体が非常に複雑であると感じている。子どもの生死がかかっているなかで、様々な事実を認定し、アセスメントをしていくことが求められる。そのためには、法律だけではなく、医療など様々な知識も必要である。弁護士配置は法的対応が主の目的でできた制度であると思うが、このような難しい業務を弁護士としてベースで支えるのが主たる役割だと思う。困難な現場の組織を支える業務という視点からすると、弁護士業務としてさほどニッチなものではないと思う。そのため、弁護士にもっと広報をすれば、児相で仕事してみたいという弁護士も増えるのではないかと考える。

(6) おわりに

常勤的非常勤弁護士として時間は短いものの毎日、弁護士が身近にいることのメリットを感じた。児相の業務を理解し、児相の置かれた状況を理解してくれているなかでの助言は職員の安心感につながるというセンター職員の声は実感がこもっていた。児相が法律の解釈を必要とする現場となっていることがわかる。現在の制度になってこれまでの嘱託弁護士相談が廃止になり、一人の弁護士での対応になったことについては、メリットとデメリットがあると感じた。弁護士は児相の複雑な業務を理解し、それを支えるベースになる役割であるという弁護士自身の話は印象的であった。

(文責 久保 樹里)

3. 埼玉県中央児童相談所

(1) はじめに

ヒアリング児童相談所名：	埼玉県中央児童相談所
ヒアリング対象者（役職）：	虐待・相談指導、安全確認・市町村支援担当部長、 安全確認・市町村支援担当課長、非常勤弁護士
インタビューア一名：	影山孝、池田清貴
ヒアリング日：	2017年12月21日
ヒアリング場所：	法律事務所

(2) 弁護士の配置状況

①埼玉県中央児童相談所の特徴と現在の弁護士相談体制

埼玉県中央児童相談所は、1979年、浦和、川越、熊谷、越谷に次ぐ県下第五の児童相談所（以下、児相）として発足し、同時に中央児童相談所として指定を受けた。現在8つの市町を管轄している。

県内6つの児相すべてに非常勤弁護士が配置されている。

非常勤弁護士は、月1回3時間程度、児相を訪問し相談を受けるが、児相職員が弁護士事務所を訪問する場合もある。定期の相談以外にも、臨時の相談も可能である。また、非常勤化に伴って、地域の市町村からの相談も受ける体制となっている。

非常勤弁護士は、児童福祉法第28条審判や親権停止審判も受任する。また、一時保護の取消訴訟も児相の非常勤弁護士が受任している。

②現在の体制になった経緯・時期とそれ以前の体制

従前は、随時必要がある際に法律相談をするという体制であった。埼玉県では、20年以上前から弁護士が虐待相談を受けてきた。2003年からは、法的対応強化事業として6人の弁護士が各児相から相談を受けるようになった。児童福祉法改正を契機として、2017年度から非常勤形態となった。

(3) 弁護士への相談状況

①弁護士に依頼している業務内容

埼玉県中央児童相談所の非常勤弁護士には、法律的な事項の相談と審判の申立代理人の業務のほか、研修講師を依頼することもある。なお、審判の代理人業務については、その都度個別に委任契約を締結している。

審判の申立書については、以前は児童福祉司が作成し、弁護士のチェックを受けていたが、現在は最初から弁護士が作成する場合もある。中央児童相談所では、2017年度はこれまでに、児童福祉法第28条審判は2件、親権停止は2件依頼した。

非常勤形態にする際に、市町村の案件の相談やケースカンファレンスへの同席も可能な枠組みを導入しているが（月2回程度、3時間の予算枠）、実績はまだない。

今後は、非常勤弁護士にケースカンファレンスにも同席してもらうことを検討している。
触法事例等非行相談への弁護士関与はない。

②具体的相談状況について

弁護士への相談は、事例の一部についての相談ではなく、通常、事例全体に関する相談である。

相談場所は、基本的には児童相談所であるが、法律事務所である場合もある。

弁護士は相談には一人で対応している。

特徴ある相談内容としては、国籍の事例があった。個人情報開示請求や、裁判所からの調査嘱託への対応の相談もあった。刑事関係の告訴の依頼はこれまでのところない。性的虐待に関連したケースの相談はある。

(4) 児相弁護士への質問

①弁護士からみた児相の仕事への関与程度

弁護士としては、現在の依頼業務をさらに拡大する必要性を感じていない。児童相談所としても同様であり、双方のニーズは現在合致している。

②児相以外の弁護士業務

ヒアリング対象者である弁護士については、弁護士業務の中心は、DV 案件や離婚案件である。虐待に関わる NPO 法人の会長をしている。以前は弁護士会の子どもの権利委員会の委員長をしていた。

③前任弁護士から後任弁護士への引継ぎ

後進の育成の意味も含め、児相職員と弁護士有志による勉強会を行っていた。しかし、参加する弁護士の数が増え、親の代理人として関与する弁護士も参加するようになり、ケースに立ち入った相談がしにくくなったため、現在は中断している。今後、有志による勉強会と弁護士会としての勉強会の2本立て等何らかの形で勉強会を復活させたい。

④弁護士会との関係

非常勤化にあたっては、従前相談を受けていた6名の弁護士が就任したが、今後は、弁護士会が非常勤弁護士を埼玉県に推薦する形になるだろう。

(5) 弁護士配置の意義と課題

①弁護士配置のメリット

弁護士配置が法定化されたのを契機に非常勤形態とした。その際に、市町村からの相談もできるような枠組みを加えたということはあるが、それ以外に特段の変更はなく、弁護士配置によってメリットが増進したとは感じていない。以前から十分に関わってもらっている。

②現在の課題

相談事項と対応結果を児童相談所側で蓄積していく必要があるが、できていない。かつてはそのような作業をしたこともあったようであるが、共有されておらず、活かされていない。

なお、非常勤弁護士は、県相手の訴訟案件は、分野に関わらず一切受任できないことを県との間で確認している。

③今後の弁護士配置の方向性について

変更の予定はない。

常勤化は想定していない。個人で事務所を構えている経験のある弁護士は事務所経営もあり常勤として勤務するのは現実的でないし、逆に事務所を構えていない若い弁護士は経験が少ないという問題があり、結局なり手がいないのではないか。

(6) おわりに

弁護士配置については、2017年から非常勤弁護士という形態となったが、20年以上前から、児童相談所による弁護士への定期的な法律相談の実績があり、その実態に大きな変化はないとのことである。もっとも、非常勤化に併せて、市町村の案件の相談枠が新たに設けられており、今後さらに相談案件が増加する可能性があるといえる。

児童相談所も非常勤弁護士も、現状を肯定的に捉えており、常勤化は検討していないとのことである。

(文責 池田 清貴)

4. 奈良県中央こども相談センター

(1) はじめに

ヒアリング児童相談所名：	奈良県中央こども相談センター
ヒアリング対象者（役職）：	次長、こども支援課長、弁護士
インタビュアー名：	浜田真樹、久保樹里
ヒアリング日：	2017年10月2日
ヒアリング場所：	奈良県中央こども相談センター 会議室

(2) 弁護士の配置状況

①奈良県中央こども相談センターの特徴と現在の弁護士相談体制

2017年4月から、非常勤の弁護士として、4人の弁護士を配置した。奈良県中央こども相談センター（以下、当センター）と高田こども相談センターを兼務の形にし、一応、原則3人は当センター、1人は高田こども相談センターに配置しているが、柔軟な対応をしている。業務時間は9時から17時15分で1時間休憩がある。4人は週1回勤務であるため、当センターに週3日、高田こども相談センターには週1日弁護士がいる形になる。予算措置としては週5日分があるため、緊急事態があるときは日数を増やすことは可能である。弁護士のローテーションについては、弁護士に2か月前に予定を聞き、スケジュールを組んでいる。弁護士はこども支援課に机を置いている。1日1人という規定があり、同日に2人に同じセンターに出勤してもらうことはない。

加えて、従来からスーパーアドバイス事業派遣チームという専門家の力を借りて課題を解決する事業がある。このチームの委員として、医師・法医学者・心理学の大学教授・弁護士が登録されており、相談ができる体制がある。

②現在の体制になった経緯・時期とそれ以前の体制

2017年3月までは、奈良弁護士会の推薦を受けた弁護士による2か月に1度の定例の弁護士相談があった。予約相談に加え、随時に相談できる契約をしていた。2016年度の児童福祉法改正に基づき、弁護士の常勤化を検討し、奈良弁護士会とこども相談センターと県庁とで話をし、前向きに進めることになった。奈良弁護士会から常勤弁護士候補を当たってもらったが、どうしても見つからなかった。そこで、週1日ずつ5人の弁護士を配置する予定で進めたが、5人はみつからず、現在の4人体制で常勤に準ずる配置となった。無理に奈良県にゆかりのない弁護士を探すよりは、奈良県と児童相談所（以下、児相）について理解がある弁護士に来てもらうことがよいと考え、ここに落ち着いた経緯がある。

(3) 弁護士への相談状況

①弁護士に依頼している業務内容

一時保護や児童福祉司指導の措置に関する職員へのスーパーバイズや面会制限等の法的対応につい

ての相談、保護者に対する法的内容を含めた説明、市町村の職員や学校関係者に対して法的対応を行う際の根拠についての説明、児童福祉法第 28 条の申し立て書類の作成や行政不服審査請求に対しての弁明書の作成、裁判所からの照会状作成も依頼している。現在はセンター長からの委任状をもらい代理人という形で弁護士が申し立て書を書くようにしている。非行ケースについての家裁への送致書は職員が書いているが、複雑なケースの場合は相談をしている。

児童福祉法第 28 条申し立てなど担当弁護士が決まっている場合はその弁護士の来庁日程で相談するが、急ぐ相談は在席する弁護士にその場その場で相談している。

援助方針会議は毎週水曜の午前に設定しており、職員の多くがそこに入る。相談の時間を少しでも取るために水曜は避けて、日程調整を最初はしていたが、なかなかそうもいなくなり、水曜にも来てもらうことになった。すると当センターの虐待以外の相談ケースの全体を知ってもらう機会にもなり、当センターの動きも理解してもらえ場になった。難しいケースの助言ももらえるので、現在は水曜も含めて日程を調整している。

援助方針会議は方針決定だけでひとつひとつのケース検討は短時間で報告止まりになることも多い。会議にかける事前の協議段階に弁護士に入ってもらい、助言をもらうこともある。児童福祉司任用前・任用後研修の講師や当センター主催の市町村の住民への研修をお願いしている。市町村から依頼があった場合は、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に出席してもらうことがある。

女性相談課の職員の法的な相談には応じてもらっているが、保護中の女性本人の相談は対象としていない。

②具体的相談について

継続的にかかわるのは、児童福祉法第 28 条申し立てなどのケースに限定される。職員からの相談や協議への同席が多く、保護者面接への同席は少ない。

一時保護中の子どもに対して、弁護士に同席してもらい、法的な説明をしてもらうことはある。性的虐待にあった児童に対して、法的な手続きの進み方についての説明をしてもらう。父からの虐待で児童福祉法第 28 条の申し立て中の一時保護中の子どもからの質問に答えてもらったこともある。また非行がある被虐待の高校生を一時保護したが、その児童にある犯罪の容疑がかかっており、警察から一時保護所で事情聴取をしたいという要望が来た。弁護士に相談すると、任意の聴取であり、拒否権も黙秘権もあるというアドバイスもらった。そこで直接、児童に弁護士から説明してもらい、結局、その児童は納得して、聴取を受けることになった。警察に協力する場合と線を引くところなど警察との付き合い方について、弁護士から違う立場で説明してもらえることは助かっている。

また父母の離婚問題がからんでいるケースで保護者が弁護士を付け、片方から児童記録の開示請求がなされたケースがあったが、代理人弁護士との対応を見相弁護士に依頼できるので、対等にやり取りが可能となった。時々、保護者や関係機関から謝罪文を出せとか、文書で示せと言われることがある。これまではそのような文書が出せるかについて総務課など様々なところに確認したり、過去の例を調べて対応するため、そこに時間を費やしていた。弁護士に尋ねると法的に根拠がないので、出す必要はないという助言を受けて、自信をもって対応に当たれるようになり、時間の節約にもなった。また

職員は関係機関からも感情的に責められることも多い。協議の席に同席してもらい、法的に説明してもらうことでクレームがおさまったことがあった。弁護士だと名乗ることで相手への入り具合が違うので助かる。

職員間で行う被害確認面接のロールプレイにも弁護士が同席している。

(4) 児相弁護士への質問

① 弁護士からみた児相の仕事への関与程度

当センターの中に入ったことによって、児相の仕事の中から見るとどんなところを大切に考えてやっているのかということや手続き的なこともわかり、外からしか見ていないのとは随分違うと感じている。子どもの安全を守るために仕事をしているというスタンスが非常に伝わってくる。当センターは現役の警察官がこども支援課で一ケースワーカーとして働いており、その動きを見ていると警察との連携状況を知ることができる。警察とも連携できる可能性を感じる。常勤になればもっと入っていくことが可能だろうが、現在の状況では、児相にどのような仕事があるのか全体のことはわからないので、弁護士から「あれ、やります。これ、やります」とは言えない。何かあれば言ってほしいということは伝えている。一度、緊急の児童の一時保護時に職員の数が不足し、弁護士も保護に同行したことがあった。

② 児相以外の弁護士業務

一般的な民事事件や離婚問題など通常の弁護士業務を行っている。子どもの権利委員会に所属しており、以前から虐待や非行などさまざまな子どもの事例を担当してきた。この制度の前から当センターの相談や代理人を引き受けていた。

③ 前任弁護士から後任弁護士への引継ぎ

別の弁護士への引継ぎについては、4人は同じ日が勤務日にはならないので、メールなどで連絡を取り合っている。しかし個人情報には載せられないので限界がある。現在の4人の弁護士は相当の経験を積んでいる。これからもこの体制だとするならばこのなかに若手弁護士を入れて、経験を積んで、引き継いでいくことが望ましい。

今回の弁護士の導入にあたり、弁護士は新任職員ルートの研修のステップを踏んだ。一時保護所での1日実習にも参加した。

前は他の弁護士とチームでかかわってきたので、若手弁護士が児相の仕事を経験する場であったと思うが、現在の形態になってからは、児童福祉法第28条の申し立て書は当センターに配置され、そのケースを担当する弁護士のみで作成している。

④ 弁護士会との関係

奈良弁護士会との協力関係は以前からのものであり、今回の事業も弁護士会の協力の下で進めてきた経過がある。今の4人の弁護士も弁護士会の子どもの権利委員会のメンバーである。弁護士が児相

で働くことについて伝えていきたい。

その際に給与がどのくらいかは大きい問題だと思う。給与が高ければ働きたいという弁護士はいるはずである。

⑤その他

業務がない場合は児童相談所運営指針を読んだりしている。児相にいるときは、児相関係以外の業務は行わない。また児童福祉法第 28 条申し立ての作成なども児相にいるときに行うようにして児相とそれ以外の業務を分けるようにしている。

(5) 弁護士配置の意義と課題

①弁護士配置のメリット

虐待による一時保護や施設入所ケースが増加している。法的対応の案件が増えた。児童福祉法第 28 条申し立て等の書類作成にかかる時間を子どもや保護者対応に費やせるようになって、助かっている。高度な法律知識を必要とするが、現場の職員の知識や経験がそこまで十分でない。そのため、法的解釈が難しい事例の場合、そこに時間を取られていた。弁護士配置により、明確な法的説明ができるようになり、対応を早くできるようになった。保護者も構えると思うので普通の保護者面接に弁護士が同席することはないが、児童福祉法第 28 条の更新の必要性など法的な手続きについての保護者への説明時、弁護士の都合が合えば、同席してもらうことはある。保護者が代理人弁護士をつけてくることもあり、その弁護士からの指示だという開示請求も多い。弁護士から代理人弁護士に連絡してもらうことで、必要性の意味についても弁護士同士で話してもらえる。いつも弁護士がいてその時々法的な相談ができるという安心感がある。

②現在の課題

弁護士の勤務が不定期であるため、一度相談をし、同じ弁護士に引き続き相談をしたいと思っても予定が合わないことが多い。いろいろな弁護士の考えを聞くことができるというメリットもあるが、経過を踏まえて継続的に相談するということがしづらい。保護者面接への同席についても保護者が来所するのは夕方以降が多いということもあり、弁護士と保護者面接の予定をうまく合わすことができず、難しいことが多い。

こども支援課の職員は弁護士と席が近いこともあり、気楽に相談をしているが、こども相談課の職員とは距離がある。まだセンター側が弁護士にこんなことを聞いてもいいのか、頼んでいいのかと躊躇しているところもある。もっと弁護士との距離を縮めることが必要だと考えている。また、職員に対する研修をしてもらう機会をふやしたいと考えている。職員自身が気づいていない点があるはずであり、違う立場から助言をもらうことが必要だと思う。一時保護所での対応についても安全を守るためにやっていることではあるが、子どもの権利について職員の意識を変えていく必要があると思う。

当センターは弁護士が 3 人配置だが、高田こども相談センターは 1 人であるため、児童福祉法第 28 条申し立てなどが重なると手が足りなくなる。その際にどのように補うかを考える必要がある。

③今後の弁護士配置の方向性について

今年度も常勤弁護士の予算要求を出している。常勤弁護士を配置したいという思いと、現在のよう
に子どもの福祉に熱心で経験が深く、奈良県の状況についてもよく知ってくれている弁護士でない人
が来るよりは今の体制の方がいいのではというところで葛藤を感じる。また女性相談部門で保護中の
女性自身の弁護士相談体制についても考えていきたい。

(6) 終わりに

保護者の代理人弁護士とのやりとり、開示請求や審査請求の対応、文書での回答の要求などへの対
応において、ほぼ毎日弁護士が児相内部にいて相談対応をしてもらえることが職員の安心と自信を
もった対応につながるという話からは、法的な解釈が児相職員の負担になっていることがわかる。そ
の地域とのつながりや児童福祉分野での経験をもった弁護士を児相側は求めているが、たとえば奈良
弁護士会は会員が約 170 名であり、弁護士の少ない地域においてそのような常勤弁護士を探すことの
難しさがあることがわかった。

(文責 久保 樹里)

5. 東京都児童相談センター

(1) はじめに

ヒアリング児童相談所名：	東京都児童相談センター
ヒアリング対象者（役職）：	児童福祉相談担当課長、相談援助課長、 相談援助課 課務担当課長代理、弁護士
インタビュアー名：	信田力哉、金子祐子
ヒアリング日：	2017年12月5日
ヒアリング場所：	東京都児童相談センター

(2) 弁護士の配置状況

①東京都児童相談所の特徴と現在の弁護士相談体制

東京都の弁護士相談の現状は、東京三会に所属し児童福祉に取り組む弁護士で構成される有志の団体（以下、「有志団体」）より、非常勤弁護士及び協力弁護士（東京都では協力弁護士と呼んでいるが、本書での分類上、以下「契約弁護士」）が派遣される体制が整えられている。2017年度現在、非常勤弁護士11名、契約弁護士33名が登録され、合計44名の弁護士が有志団体に登録している。非常勤弁護士は、契約弁護士としての登録も併せて行っている。有志団体からの派遣だが、非常勤弁護士は個別に採用、契約弁護士も個別で契約を結んでいる。

東京都児童相談センターはチームが3つあり、現在、非常勤弁護士1名、契約弁護士4名が有志団体より派遣されている。非常勤弁護士及び契約弁護士は、いずれかのチームに所属している。非常勤弁護士は、月2回出勤する。東京都児童相談センターの非常勤弁護士は、いずれかの金曜午前及び他の平日の午後に出勤し、会議室にて法律相談を受ける。金曜午前は法律相談が終わり次第、チーム協議に参加する形となっている。契約弁護士は、4人が交代で月に1回出勤する。東京都児童相談センターの契約弁護士は、いずれかの金曜午前に出勤し、会議室にて法律相談を受け、終わり次第、チーム協議に参加する形となっている。

他の児童相談所（以下、児相）では、非常勤弁護士と契約弁護士が一緒に月2回出勤する場合や、契約弁護士はスポット的に入る場合や、非常勤とは別の日に契約弁護士が児相に出向く場合などがあり、臨機応変に相談体制が採られている。いずれの法律相談も基本的には、対面で口頭相談を行っている。また、児相内での法律相談だけでなく、随時、メール及び電話にて法律相談も行っており、東京都児童相談センターでは、契約弁護士については相談時間に応じて、非常勤弁護士については勤務時間を超える相談については、契約弁護士として費用の支払いを行っている。

②現在の体制になった経緯・時期とそれ以前の体制

時期の特定はできないが、かなり以前に、障害分野の集団訴訟を手がけている弁護士が、障害福祉の分野で相談役を引き受けるようになった。別の流れで、オウム真理教の事件を契機に、多くの弁護士が関わるようになり、弁護士による法的援助の必要性が高まった。

そのような流れの中、弁護士会の子どもの権利委員会所属の弁護士に個別にお願いすることが増え、当初は無償であったが、段々と有償になっていった。その後、組織的に相談できる体制を作りたいという要望を受け、2001年度に契約弁護士制度が開始された。更に、各児相にて定期的に法律相談を受ける必要性が高まり、2004年度に非常勤弁護士制度が開始された。

(3) 弁護士への相談状況

① 弁護士に依頼している業務内容

基本的に、定期相談、メール及び電話にて法律問題の相談を行っている。チーム協議や援助方針会議前の相談となるため、法律問題だけでなく、時にはケースワークの相談も行われている。現在は、東京都児童相談センターは、規模が大きいため、弁護士が援助方針会議へ参加していないが、他の児相では、非常勤弁護士が援助方針会議に出席しているところが多い。

相談内容としては、児童福祉法第28条の申立を行うか否かの相談が特に多いが、虐待対応の相談だけではなく、子どもを巡る親族関係の相談、外国籍につながる子どもの相談など涉外事件や家事事件の相談も多い。加えて、就籍の相談や、親権者が捕まった場合の刑事事件の見通しなど相談内容は多岐にわたる。非行の家裁送致事例については、時間的な制約もあり、弁護士は関与できていない。

また、利益相反が生じるケースの場合や、保護者が法的援助を希望している場合は、弁護士が適宜他の弁護士を紹介したり、法テラス等の公的相談機関を紹介したりしている。

研修は任用前・任用後研修の一部を弁護士が担っている。

現在は各児童福祉司と弁護士との間で、個別で相談がされて情報共有されていないという課題があるため、今後依頼したい業務としては、児相内の研修を活用し、相談事例の共有を行えたらよいと考えている。加えて、時間的な制約から、触法・ぐ犯事件の家裁送致事例の相談を行えていないが、今後、送致事実の確認などが行えれば、家裁送致が円滑に行えると考えている。

② 具体的相談状況について

相談は、各児童福祉司と弁護士との個別相談のため、ケース全体の相談ではなくスポット的な相談となっている。もっとも、時として、ケースに関わる相談内容であることもあるため、弁護士がこれまでのケースの動きを聴き取り、ケース全体に関わる回答をすることも多い。

法律相談は、基本的には弁護士が一人で対応する。児童福祉法第28条の申立なども、新人・若手弁護士に対するOJT以外は、弁護士が一人で対応することが多い。

具体的な相談内容や対応としては、上述した以外にも、アメリカで遺産相続が発生した相談とか、被災児の就籍問題の相談とか、未成年後見の申立などがある。他の児相では、保護者が代理人弁護士を伴って来所したときに、児相の弁護士が同席したこともある。

(4) 児相弁護士への質問

① 弁護士から見た児相の仕事への関与程度

弁護士の業務は、児童福祉司からの相談が主であることから、もう少し当事者に関わるところまで

いけるのであれば、有効だと思えることもある。例えば、児童福祉法第28条の申立では、家庭訪問して家庭環境を見たり、子どもの話を直接聞けたりすると、立体的な主張が組み立てられると考える。また、親権者宛の手紙など証拠で残るような書面は、アドバイスだけでなく、直接確認できた方がよいと思うことがある。触法事件の家裁送致ケースでは、児相側の課題でも挙げたが、弁護士側も、事前に送致事実を確認できると円滑に進む場合があると考えている。

弁護士から、児相に対し、直接関与したいと申し出ることに躊躇はないが、時間的な制約もあり、なかなか実現していない。

②児相以外の弁護士業務

非常勤弁護士及び契約弁護士共に、弁護士による程度の差はあれ、児童福祉だけでなく、少年司法や、家族に関わる業務等を日常的に行っている。

③前任弁護士から後任弁護士への引継ぎ

個別案件の法律相談が主のため、引継ぎは特に行われていない。もっとも、児童福祉の経験が少ない弁護士が非常勤弁護士ないし契約弁護士になる場合は、児童福祉に精通した弁護士が同一の児相に配置され、一緒に相談を受けたり、申立を行ったりしてOJTを行っている。有志団体内でも、定期的に懇談会を開催して経験交流を図ったり、有志団体の所属弁護士で構成されるメーリングリストで、守秘義務に反しない程度で相談を行ったりして研鑽を積んでいる。

④弁護士会との関係

弁護士会でも児童福祉に関係する研修を行っており、有志団体に所属する弁護士も参加している。有志団体に所属する弁護士のほとんどが子どもの権利委員会に属しているが、有志団体と弁護士会に特定の関係があるわけではない。

⑤その他

非常勤弁護士及び契約弁護士は、利益相反の関係で、東京都の児相を相手にするケースの代理人には就任しないことに事実上なっている。東京都相手ではあるが、消防自動車の交通事故とか、都立高校のいじめのケースなどは個々に対応している。

(5) 弁護士配置の意義と課題

①弁護士配置のメリット

弁護士配置では、弁護士に法律的な問題の相談をできることから、児童福祉司が、法的な面も自信を持ってケースを担えるというメリットがある。特に、ネットで様々な情報が入手しやすい現在では、その必要性は増し、弁護士への期待も高い。

非常勤弁護士や契約弁護士の場合、児相の仕事だけではなく、それ以外の仕事も行っているため、それらの仕事が見童福祉の仕事に役立つことが多い。加えて、児相の外に在ること、児相に対して、

組織の一員ではない自由な立場として意見が言えることもメリットである。

②現在の課題

個別相談が多く、弁護士がチーム協議に出席できないことも多い現状としては、配置時間を調整したり、増やしたりして、毎週、決まった時間場所に弁護士がいて、そこに行けば弁護士相談ができるような体制が担保できれば、児相側としてはありがたい。もっとも、弁護士には相談がないのに待機してもらうことにもなりかねないので、児相としては躊躇している。弁護士としては、相談がない時間帯に他の仕事ができれば余り問題はないという認識である。

③今後の弁護士配置の方向性について

現在のところ、うまく運用できている。児相としては、例えば、非常勤弁護士や契約弁護士を10年程度担っていて児童福祉に精通している弁護士が、常勤弁護士になってくれることも一つの形だとは思いますが、そのような精通した弁護士は事務所を経営して多くの案件を抱えている弁護士が多く、常勤弁護士にならないことから、現在の弁護士配置の方向性について、大幅な変更予定はない。

上記で述べたように、更に定期的に相談できる体制を整えるかどうかは今後の課題である。

(6) おわりに

長年にわたって弁護士相談が行われていることから、相談体制だけでなく、弁護士のOJTの体制も整えられている印象である。もっとも、相談体制については、相談が個別に行われるため、所員全体で相談内容の情報共有が出来ていないなどの課題もある。虐待対応件数が非常に多い自治体であるからこそ、相談内容の情報共有化は、職員のスキルアップだけでなく、円滑なケースワークにつながると考えられる。引き続き注目していきたい。

(文責 金子 祐子)

6. 静岡市児童相談所

(1) はじめに

ヒアリング児童相談所名：	静岡市児童相談所
ヒアリング対象者（役職）：	相談支援担当の係長級職員2名、児童相談所弁護士の方へのヒアリングは行わなかった。
インタビュアー名：	池田清貴、川松亮
ヒアリング日：	2017年11月14日
ヒアリング場所：	静岡市児童相談所

(2) 弁護士の配置状況

①静岡市児童相談所の特徴と現在の弁護士相談体制

2015年度の静岡市児童相談所における児童虐待対応件数は508件で、児童福祉法第28条の新規申立件数は1件だった（2016年度子どもの虹情報研修センター全国児童相談所弁護士相談体制調査結果から）。その他の法的対応件数はなかった。

静岡市の児童相談所における弁護士相談体制は、顧問弁護士の形で、個人の弁護士に委嘱されている。2017年度から「静岡市児童相談所顧問弁護士設置要綱」が定められており、合わせて「法的対応機能強化事業実施要領」により、具体的な定期相談日や報酬単価が示されている。

相談は月1回2時間の定期相談と随時相談からなり、報酬は実績報告により、30分5,000円を単位として謝金を支払うこととなっている。

②現在の相談体制になった経緯・時期とそれ以前の体制

2016年度までは相談がある際に随時、児童相談所職員が弁護士事務所に赴いて相談をしていた。2008年からかかわりのある弁護士の方で、児童問題に経験が豊富であり、特に契約等を交わすことなく年度当初に口頭で協力を依頼し、用件がある都度に助言を求めてきた。当該弁護士の方は、もともと付添人活動をしたり、DV・女性相談をしてきた方で、児童福祉への理解が深い。市児童相談所と弁護士会とのかかわりについては特にないとの説明であった。

今年度は法的対応機能強化事業の予算枠を増やした関係で、顧問弁護士として委嘱することになったとのことだった。

(3) 弁護士への相談状況

①弁護士に依頼している業務内容

もともとは虐待相談で訴訟を起こされたことがきっかけで、2007年から弁護士に相談するようになった。現在の弁護士の方には2008年から相談をしている。

静岡市児童相談所では申立書類は児童相談所職員が作成して、弁護士に添削を依頼している。審問や調査官対応等は児童相談所職員が行っている。面接や調査に弁護士が同席・同行することはない。

相談は毎回3件程度であり、2時間の時間がちょうどよいということだった。また、相談日以外にも随時相談ができていた。

虐待相談以外にも、養子縁組に関する相談等を行うことがあり、また、研修講師も依頼しているとのことだった。

②具体的相談状況について

相談内容としては、児童福祉法第28条申立てに関する相談や、一時保護の条件に関する相談が多い。また、2017年度は養子縁組に関する相談がいくつかあったと述べられた。

一時保護の条件に関する相談例としては、特定妊婦の事例で、実際には養育していないが、出産後に子どもを職権保護することが可能かどうかといった事例が挙げられた。また、養子縁組に関する相談例としては、戸籍上の父親以外に実父が存在する場合があった。また、DV環境を離脱した母子で父親と接触していない事例に関する児童福祉法第28条申立て手続きをどうするかといった相談例が挙げられた。

(4) 弁護士配置の意義と課題

①弁護士配置のメリット

2017年度から定期相談で児童相談所に来所してもらうことにより、事務所まで出かけて行くほどではない案件がすぐに相談できる良さがあると述べられた。相談対応のうえで、念のために聞いておくこともできるとのことだった。

②課題と今後の方向性について

現状の児童相談所内では、これ以上に相談機会を増やすとも減らすとも要望は出ていないとのことだった。ただ今後に向けては、常勤弁護士が配置されると、法的後ろ盾を持つことができ、保護者に対しても言うべきことは言えるようになると思われるので良いと思うと述べられた。常勤配置によって、ケース対応にも関与してもらえるとよいと希望が出された。

毎日弁護士がおられれば、経過を話せるし、その場で適切なフォローが得られる。ケース対応の助言ももらえるのではないかと期待感が示された。

ただ、当面は予算的に厳しいし、市としてもその検討をしている状況ではないとのことであった。

(5) おわりに

静岡市児童相談所は2017年度から顧問弁護士を委嘱して月1回の定期相談を実施していた。顧問弁護士は長く児童相談所とかかわりのある方で、気さくに職員の相談に応じ、必要なら申立書を書いても構わないと言ってくれるとのことだったが、定期相談以外の関与はまだ少なかった。当面それで必要は満たされている様子だったが、担当者としては常勤として常に相談ができる体制を望んでおられた。

現状ではこれ以上の体制変更は想定されていないが、今後の実績に応じて、次のステップが検討される可能性はある。人口70万人規模の政令市児童相談所の取り組みの一つとして、引き続き注目していきたいと感じる。

(文責 川松 亮)

7. 大阪府子ども家庭センター

(1) はじめに

ヒアリング児童相談所名：	大阪府子ども家庭センター
ヒアリング対象者（役職）：	大阪府中央子ども家庭センター総務企画課課長 補佐、弁護士
インタビュアー名：	浜田真樹、影山孝
ヒアリング日：	2017年12月12日
ヒアリング場所：	東大阪子ども家庭センター

(2) 弁護士の配置状況

①大阪府子ども家庭センターの特徴と現在の弁護士相談体制

大阪府子ども家庭センターは、大阪市、堺市を除く大阪府全体を6か所の児童相談所（以下、児相）で対応をしている。2015年度の虐待相談対応件数は全国で唯一1万件を超すなど、児相設置自治体で最も虐待相談対応件数が多い自治体である。

大阪府の弁護士相談の現状は、「大阪弁護士会 子どもの権利委員会」のメンバーを中心に、危機介入援助チームに93人の弁護士が契約弁護士として登録されている。2017年度からは、定例相談として登録された弁護士の中から、主担当として固定された2～3人の弁護士が交代で、大阪府内の6か所の児相に相談事例の有無にかかわらず出向いて、執務室にて相談にのっている。出向いた日は2時間在席することとされており、時間帯は各児相が弁護士と柔軟に調整しているようである。日によって相談件数はさまざまだが、時間帯はスケジュールリングを行い重ならないようにしている。特に相談票を記入する必要もなく口頭での相談を受けているし、スケジュールリングに入っていないだけでも弁護士の時間が空いているようなら気軽に相談できる体制にある。そこでは法律問題ではあるが、夫婦関係の法律問題や、親権の帰属、離婚の裁判実務などの相談を受けることもある。また、定例相談以外でも、「法的な対応でちょっと困ったとき」「迷うとき」には随時電話等でも相談を行っている。

②現在の体制になった経緯・時期とそれ以前の体制

1995年頃から弁護士が手弁当でかかわるようになり、2000年に児童虐待防止法が施行され、大阪府に虐待対応統括主査が配置され、危機介入援助チームとして複数の弁護士が配置された。その後契約弁護士の数が拡大し、医師も交えた危機介入援助チームの中に弁護士が位置づけられ、現在に至っている。なお、各児相に月1回定期的に訪問し、相談を受ける定例相談を始めたのは2017年度からである。ちなみに、定例相談が始まる前年度（2016年度）の弁護士相談件数は大阪府全体で1,458件（速報値）であった。定例相談を始める前から、法的対応を要するような事態が起きたら、危機介入援助チームに登録された弁護士の事務所に連絡を行い、電話相談や面談でスムーズに相談の調整を行うなど、迅速な連携体制がとられてきた。

(3) 弁護士への相談状況

① 弁護士に依頼している業務内容

基本的に、法律問題について相談を行っている。相談援助活動への助言を得ることもあれば、面接への同席を依頼することもあり、相談内容について限定はしていない。特に定例相談においては、ケースワークの中で非常に小さいことまで、相談ができています。定例相談の日に、保護者面接や家庭訪問、関係者会議等があれば参加することもある。

定例相談実施前から、保護者に代理人がついたときに、弁護士が面接に同席したり、家庭訪問に行くこともある。

行政不服審査の関係では、大阪府としての対応が中心となるので、直接弁護士が対応することはないが、弁明書の内容等についてどこまで書くべきかなどの相談にはのっている。なお、行政不服審査法の改正で、今後開示する部分が増えることが想定されるので、契約弁護士への相談が増えるものと思われる。

行政訴訟の対応も基本的には大阪府の顧問弁護士の対応となるが、児相の実務に精通していたり、子どものことをよくわかっている弁護士が関わった方がいいのではないかとということで、一部大阪府の方から危機介入援助チームの弁護士に依頼がきて代理人として受任したこともあり、今後もサポートする余地が広がっているように感じる。

具体的な相談としては、特別養子縁組の同意の問題や未成年後見人、未成年のDV被害相談、外国籍問題、刑事事件の捜査の進捗状況、医療ネグレクトケースで医療機関への説明を弁護士がおこなったこともある。また、年長児童に対して親権停止や未成年後見人選任、未成年のDV被害などについて、「申し立て等を行った場合には、今後このような展開が起きる」というようなことを説明しながら、必要があれば個別に弁護士を付けることができる話をして、弁護士を紹介したり、子ども自身の相談をきくこともある。児相の主担当弁護士という立場であると、どうしても児相寄りの立場に立って話を進めていくことになるので、あくまで子どもの立場に立ち、子どもの気持ちを代弁できる弁護士を紹介できる仕組みが必要だと考えるし、実際にもそういう形で別の弁護士を紹介していることもある。

非行相談については、触法少年やぐ犯少年の家裁送致は、児童福祉司が家庭裁判所と直接やり取りをおこない、児相の契約弁護士が関わることはない。

児相の研修講師で、行政権限の行使や司法手続きについての講義をお願いしている。

② 具体的相談状況について

弁護士への相談状況であるが、あくまで法的な申立全般とそれに派生するところまでなので、基本的には部分的なかわりである。しかし、その部分が全体に近くなるようなケースもあり、児相の方で振り分けてもらっている。

相談を受けたケースについて、家庭裁判所への申立てが必要な場合には、相談を受けた主担当弁護士が関与し、危機介入援助チーム所属の弁護士が加入するメーリングリスト等で声掛けを行い、一緒にかかわりたいといった弁護士がサブとしてかわるなど、複数の弁護士で対応している。

具体的な事例の中で特徴的な事例としては、里親委託中の子どもがガールズバーで働いていたケース

で、住民票を店に提出していて、うまく店をやめられなく困っていた時に、主担当弁護士が児相の職員より相談を受け、その後、子どもの代理人として別の弁護士を付けて、店と交渉をして解決を図ったことがあった。また、施設入所中の外国籍の子どもが、文化の違いから高校のルールにあわずに、高校といろいろもめていた時に、弁護士が高校と子どもと施設の話し合いの中に入り解決を図ったことや、オーバースティなど入管業務にかかわるケースでは、弁護士会の外国人部会で経験を積んだ弁護士に危機介入援助チームに入ってもらい、知識やスキルを補ってもらったこともあった。

緊急時には、弁護士の携帯電話番号を伝えてあり、常に連絡がとれる体制は準備している。しかし、緊急手術等に親権者が反対した場合の親権停止・保全処分についても、数時間という単位であれば改正された児童福祉法の施設長又は児童相談所長の緊急措置という形で手術等への同意は可能であることと、医師の正当行為としてできるはずであり、実際に緊急で連絡をしたことはほとんどない。

(4) 児相弁護士への質問

① 弁護士からみた児相の仕事への関与程度

児相が相談を受けているケースすべてを見ているわけではなく、児相が弁護士に相談してきたケースのみにかかわっているため、現在の相談ケース以外に弁護士に相談した方がよいケースがあるのかどうかはわからない。しかし、相談を受けている中でもっと早く相談してくれていればよかったと思われるようなケースはなく、適宜適切に相談してもらっていると考えられる。

あえて言うならば、書類の無駄が多いかもしれない。書類や書式の再検討（簡素化）にかかわってほしいと考えている。こうしたことであれば、常勤弁護士でなくとも事務改善の PT 等を設けて契約弁護士が参加することによって事務の見直しは可能と考える。

② 児相以外の弁護士業務

主担当弁護士としては、弁護士業務全体の業務量の 1/8 から 1/10 が児相関連業務である。

児相以外でも、少年事件の付添人や福祉関係の法律相談等も受けているし、市町村や施設からの相談を受けることもある。

③ 前任弁護士から後任弁護士への引継ぎ

個別案件ごとに相談にのっているため、同一児相に配置されている主担当弁護士間で、特に引き継ぎは行っていない。

定期的に児相にかかわる弁護士の集まりをもっているため、そこで事例報告を行ったり、児相がどういったことで悩んでいるのか、また弁護士はどのようなアドバイスをを行っているのかを、共有するようにしている。

また、新たに児相にかかわる弁護士には、実務ケースを経験してもらうことが一番なので、法的対応が必要になったときには複数の弁護士が関わるようにし、若手の弁護士に声掛けをしたり、子どもの権利委員会の弁護士に募集をかけたりにしている。

④弁護士会との関係

児相にかかわる弁護士の多くが、大阪弁護士会の子どもの権利委員会に所属している。弁護士会内部に正式に位置づけられた組織ではない任意の勉強会があり、その中の弁護士が新たに児相の案件でかわる場合が多く、児相案件にはじめてかわる弁護士は府の危機介入援助チームに登録してもらうことになる。

⑤その他

保護者側の代理人については、各児相の主担当弁護士は受任しないことになっている。以前は、主担当以外の危機介入援助チーム登録弁護士は、大阪府の児相にかかわる保護者の代理人は受任しない考え方であったが、現在は主担当以外の弁護士で現にケースをもっていない場合には保護者の代理人も受任できると広げてきている。利益相反の部分については、協定書である程度解決できている。

(5) 弁護士配置の意義と課題

①弁護士配置のメリット

現状で、法律問題についてはいつでも弁護士に相談できる体制が整っており、必要な都度相談ができています。

一方で、弁護士は法的な意見は言えるけれども、児童福祉の視点を持っているわけではないが、ベテランの弁護士となるとケースワークの相談であっても、混乱した部分を整理してくれる役割も担ってもらっている。

②現在の課題

現在の契約弁護士制度は、さまざまな弁護士に相談できることが一つのメリットである。また、弁護士が児童福祉といっても、市町村の相談であるとか、施設の相談、付添人として子ども自身の相談を受けて行く中で、多角的に児相の業務を見ることができるともメリットもある。

常勤弁護士については、現在主担当で相談に乗っているようなベテランの弁護士が配置できる保証はなく、弁護士登録数年の人が常勤配置されても今よりも効果が出るとは思えない。また、複数の弁護士に相談できることが大きなメリットになっており、常勤弁護士にしか相談できないのでは、逆に不安になってくる。また、常勤弁護士となると児相職員という視点でケースを見ていくことになり、違う視点で見たい外部の目としての契約弁護士のメリットがなくなってしまう。むしろ、児相の外にいることのメリットの方が大きいと考える。

非常勤弁護士については、現在の契約弁護士と呼び方が違うだけであり、かえって兼職兼業制限やら規制がかかるよりは、現状の方がよい。非常勤と名前が付くことで、逆に身動きがとりにくくなることは避けたい。

③今後の弁護士配置の方向性について

変更予定は考えていない。

定例相談の回数増は検討事項と考えている。

(6) おわりに

大阪府児相は、児童虐待の防止に関する法律成立以前から弁護士が関わるなど、弁護士関与の長い歴史があり、県弁護士会内部の勉強会を中心に数多くの弁護士が児相の法律相談を受け、申立代理人を受けている。弁護士が児相に定例で出向く以前から、法律問題で疑問に思ったこと等、気軽に相談できる体制ができている中で、あえて2017年度より弁護士の定例児相訪問相談を開始したことで、児相職員の弁護士相談のハードルが下がり、法律上のちょっとした疑問なども相談できる体制ができてきた。

児相弁護士の育成や相談体制含め、常勤弁護士制度とは違う、契約弁護士制度のモデルとなるものを実践しているものであった。

(文責 影山 孝)

8. 堺市子ども相談所

(1) はじめに

ヒアリング児童相談所名：	堺市子ども相談所
ヒアリング対象者（役職）：	児童相談所長、弁護士5名（堺市児童虐待援助等チーム）
インタビュアー名：	池田清貴、信田力哉
ヒアリング日：	2017年11月30日
ヒアリング場所：	法律事務所

(2) 弁護士の配置状況

①堺市子ども相談所の特徴と現在の弁護士相談体制

堺市児童虐待等援助チームは要綱を作成して設置しており、その委員に7名の弁護士が登録されている。2017年度は8月を除く毎月2回、年間22回の援助方針会議（育成相談課会議に年6回、虐待対策課会議に年14回、全体会に年2回）に弁護士が参加している。育成相談課会議、虐待対策課会議には組み合わせを変えて、毎回2名の弁護士が参加しており、全体会は7名全員の弁護士が参加している。

会議に参加する2名の弁護士は、経験の長い弁護士3名と経験の短い弁護士4名のそれぞれのグループから、毎回組み合わせが変わるよう年間を通じてローテーションが組まれている。また、虐待等援助チームには、弁護士以外にも鑑定医などの児童相談所外の専門職種がメンバーに入っている。

②現在の体制になった経緯・時期とそれ以前の体制

2006年に堺市が政令指定都市になり児童相談所（以下、児相）を立ち上げた段階から、大阪府の体制をモデルにしながら、また、援助方針会議に弁護士が参加する形を取り、その形を継続している。2016年度までは5名の弁護士が援助方針会議や相談に対応していたが、2017年度から現在の7名体制に増員し、2008年度は15回だった会議参加回数も、2017年度は22回に増やしている。

定例の会議参加を含む相談の時間は、一回2時間を基本にして謝礼金で対応している。児童福祉法第28条などの申立ては別枠で相談しているが、謝礼金の対応の枠組みは同じである。その他、電話やメールでの相談も対応してもらっている。

弁護士は通常は7名体制だが、児童虐待等援助チームとしては30名まで登録でき、常時入れ替えることも可能なため、7名+a（合計30名以内）という体制になっている。

児童福祉法第28条などの申立ての際は複数で対応するようにしているため、7名の弁護士のうち2名で組むこともあるが、7名の弁護士の一人と別の弁護士を登録して一緒に組むこともある。

(3) 弁護士への相談状況

①弁護士に依頼している業務内容

弁護士は援助方針会議に月2回程度参加しており、それ以外は必要に応じて依頼している。児相職

員が弁護士への相談が必要と感じたら相談日（会議参加の日）だけでなく、電話やメールなどを使って常時相談することができる。

弁護士が参加している援助方針会議では、一昨年くらいから、弁護士に相談したいケースを会議の前半にするよう工夫している。個別の相談がなければその後も会議に参加しているため、弁護士から必要と感じたら、児童福祉司に内容を確認したり、助言をしたりしており、相談種別や相談内容について特に決めてはいない。

非行相談や家庭裁判所への送致事例などについては、特に相談できないということではないが、実際には相談することがないため、児童福祉司で十分対応できているのではと考えている。

現在は児童福祉司の任用後研修の講師をお願いしている。過去には2人で対談形式で児童福祉法第28条の流れについて研修をしてもらったこともある。最近では親権や児童福祉法第28条の申立てなどの、いくつかの題目に従って、会議の中でワンポイント講義をすることがあった。

また、地域の要保護児童対策地域協議会の構成メンバーである関係機関向けの研修講師を依頼したことがある。児相の現状を踏まえて、児相との「子どもの最善の利益」の追求という同じ価値観のもと仮想事例を交えながら解説してもらい好評であった。

②具体的相談状況について

相談日の援助方針会議には複数の弁護士が参加しており、法的対応が必要なケースというより児相全体のケースに関与することができ、部分的な法的解説から事例全体の対応まで、必要に応じてその都度助言している。

具体的な相談内容としては、児童福祉法第28条の認容見通し、無戸籍児の入籍、一時保護取消訴訟、個人情報開示請求などの相談があった。

相談場所は、必要に応じて児相でも弁護士事務所でもおこなっており、臨機応変にお互い行き来している。

行政訴訟（一時保護の取消訴訟、個人情報不開示決定の取消訴訟）については、法務と連携をして、児相の状況がわかる児相弁護士が訴訟代理人となっている。その方が効率的だと考えている。

その他、裁判所からの調査嘱託への対応、弁護士会照会への対応なども相談している。

また、性的虐待事例で、被害児童への手続の説明、告訴状の作成、捜査機関への付添いなどの対応も児相弁護士がすることがある。

（４）児相弁護士への質問

①弁護士からみた児相の仕事への関与程度

援助方針会議に直接参加しているので、その日の会議に提出された全てのケースに関与し、気になることがあればその場で確認をしたり、お互い遠慮なく意見を交わしたりしている。会議の場では、児童福祉司から直接ケースの概要を聞き、児童心理司や医師の意見なども聞きながらケースについて理解を深めていくことができるため、弁護士としても経験を積む場になっており、経験の短い弁護士にとっては経験の長い弁護士の助言や意見を聞けるため、児相弁護士の人材育成の場にもなっている。

②児相以外の弁護士業務

7名の弁護士全員が大阪弁護士会の子どもの権利委員会に所属しており、児相弁護士になる以前から少年事件、学校問題、児童福祉に関する事件などに関与していた。具体的には、児童福祉法第28条もしくは更新申立、親権停止等の法的手続き、要保護児童の自立支援、社会福祉法人理事、などに関与していた者もいる。

その他の仕事としては、一般民事、刑事事件、消費者事件（破産等債務整理を含む）、犯罪被害者支援事件（ストーカー事件等を含む）、労働事件、高齢者・障がい者問題などに関与している。

③前任弁護士から後任弁護士への引継ぎ

複数の弁護士が会議に参加しているため、引継ぎが必要な状況は生じていない。会議の参加は経験の短い弁護士と経験の長い弁護士との組み合わせになっており、結果として後任の弁護士育成につながっている。

④弁護士会との関係

大阪弁護士会子どもの権利委員会と協力関係にあり、必要に応じて意見交換や情報共有をしている。

⑤その他

今後弁護士が関与する余地のある仕事としては、書式及びマニュアルの整備や新規事業などの政策提言などが考えられる。

(5) 弁護士配置の意義と課題

①弁護士配置のメリット

児相弁護士の本来的役割として、児相が採り得るアプローチ手法として、司法的アプローチないしそれを踏まえた法的助言は必須である。また、ケース判断の前提として、ケース関係者の様々な動きについて弁護士経験から考え得る動きの情報提供があることで、多様な視点が入ることに繋がっている。

児相に弁護士が入ることの事実上の効果として、児相弁護士の経験年数が長くなることで、児相職員に準じたケースワーク的な視点も絡めて法的助言が可能となり、児相と同じ土俵での意見交換ができるようになってくる。

現在の弁護士配置のメリットは、子どもの権利委員会の弁護士が担当しているため、「子どもの最善の利益」という価値観を児相と共有した上での法的助言を得ることができる。また、経験年数や性別を含めて多様な弁護士と数多く関係を持つことで、事例に応じた最適な弁護士に相談・依頼することができ、多角的な充実した相談体制が実現している。

弁護士側としては、弁護士と児童福祉司の役割分担という考え方よりも、援助方針を検討するために、児童心理司や医師など多職種からの視点の一つとして弁護士がいる感じで考えており、役割分担という棲み分け的な発想より、外部委員との「協働」というイメージの方が馴染むような気がする。

弁護士が児相の領域に踏み込み過ぎたり、児相が弁護士に頼り過ぎたりすると、児相が弱体化して、児相だけでは何もできなくなってしまう懸念があるため、弁護士が児相に入り過ぎてデメリットが生じないように、ある程度の距離を保ち、やはり主体は児相にある関係の方が望ましいと考えている。

②現在の課題

児相業務の根幹である「子どもの最善の利益」を共有できる有能な弁護士の育成と確保、突出した有能な人材も必要だが、性別や経験年数などのバランス等、多様な人材も必要だと考えている。

また、児相に弁護士を配置することで、児相業務の負担軽減とレベルアップを図る意識的取り組みは、継続的に取り組むべき課題である。

一般的な法律相談ではなく、特別領域の相談であることに鑑み、それに見合う弁護士費用の向上が望まれるため、謝礼金単価等の向上は検討課題である。

③今後の弁護士配置の方向性について

現状では児童虐待等援助チーム委員活動謝礼であるが、非常勤も含めた雇用形態を考えていきたい。しかし、事例に応じて関りをもってもらおう経験豊富な弁護士を複数確保しておきたいため、常勤雇用は馴染まないと考えており、堺市児童虐待等援助チーム委員と非常勤の併用の雇用形態を模索している。また、2018年度から堺市児童虐待等援助チーム委員と非常勤弁護士4名の併用の雇用形態となっている。

なお、常勤化については、現在の体制においても、いつでも相談できるというメリットを享受していること、弁護士はケースワークを行うわけでもないため常時業務があるわけではないことなどから、そもそも必要性を感じていない。

(6) おわりに

いわゆる法律相談として別室で児童福祉司からの相談を待つような関係ではなく、弁護士も直接援助方針会議に参加してケースワークの連続性の中に関与して協働している様子が伺えた。

経験豊富な弁護士を中心に、性別や経験年数の違う7名の弁護士と児相とは、お互い忌憚なく意見交換ができ、一緒に子どもの最善の利益のために協働していく雰囲気が感じられた。また必要に応じて7名以外の弁護士が外部から参加できる仕組みも機能しており、児相としては今後もその多様性を重視しているため、弁護士の常勤雇用化の必要性は感じていないという状況について理解できた。

また、現在の体制は弁護士にとっても経験の短い弁護士の人材育成の場として機能しており、児相の業務に精通した弁護士が増えることは児相のメリットにもつながっている。また複数弁護士がいるため、弁護士の都合で長期間離脱しても復帰しやすい仕事環境にあり、例えば出産・育児休業（休暇）のメンバーがいても、児相側の法律相談に空白をつくることなく、児相弁護士を継続できる仕組みになっている。それがまた多様性をもった弁護士の活用につながっている。

(文責 信田 力哉)

9. 大阪市こども相談センター

(1) はじめに

ヒアリング児童相談所名：	大阪市こども相談センター
ヒアリング対象者（役職）：	虐待対応担当課長代理、主担当弁護士
インタビュアー名：	浜田真樹、影山孝
ヒアリング日：	2017年12月12日
ヒアリング場所：	大阪市こども相談センター

(2) 弁護士の配置状況

①大阪市こども相談センター（中央児相）の特徴と現在の弁護士相談体制

2016年10月に大阪市南部こども相談センターが開設されるまでは、大阪市全域の児童相談は大阪市こども相談センターで受けてきた。大阪市南部こども相談センター開設により4行政区の管轄が南部に移り、中央児相の管轄は20行政区となった。2016年度大阪市全域の児童虐待対応件数は政令指定都市の中では最も多くの虐待相談に対応しており、全国の児童相談所（以下、児相）設置自治体の中にあっても東京都、大阪府、埼玉県、千葉県に次いで5番目の対応件数である。

弁護士の相談体制であるが、主担当弁護士が、大阪市こども相談センターと南部こども相談センターの大半の相談事例で、初回相談を受け付け、家裁申立が必要な案件について弁護士手配の窓口になっている。主担当弁護士以外に、副担当弁護士もおり、困難な事例等では副担当弁護士が初回から相談を受け付けることがある。

主担当弁護士が申し立てまで行うケースは1/4位ある（相談の段階からかなりいろいろとやり取りを行い、見立てを行ったりして他人に振れなくなった事例や敗訴が予想されるような事例は振りにくく、主担当弁護士が申立を行っている。その場合でも、複数で申立てるようにしている）。また、以前に児童福祉法第28条新規申立を引き受けた弁護士が、更新審判の際に直接受任しているケースもある。

弁護士相談は、弁護士事務所での来所相談が中心で、主担当弁護士においては、平均して月2、3回くらいが多く、時には週2、3回になることもある。メールや電話での相談は月1、2回くらいである。1年間の相談回数は概ね延べ50回くらいである。

主担当弁護士、副担当弁護士、それ以外の事件ごとの受任弁護士も、常勤・非常勤等の勤務ではなく、都度都度のタイムチャージの個別契約であり、特に契約書などない（その意味で、全て契約弁護士という位置づけとなる）。タイムチャージの業務時間は児相が把握している部分は児相がカウントし、起案時間や弁護士のみで家裁等に出向いた場合には弁護士が申告している。

②現在の体制になった経緯・時期とそれ以前の体制

1995～96年頃に、大阪で児相職員と弁護士が勉強会を開催していて、児童福祉法第28条、親権喪失、保全処分申立をやり始めたのが、弁護士が児相にかかわる最初であったと聞いている。特に何か

大きな事件が契機になったのではないようだ。その当時は、弁護士も手弁当でやっていた時期だと思われる。その後、弁護士に対する予算が付くようになってきたのは、2004～05年ごろと聞いている。

(3) 弁護士への相談状況

① 弁護士に依頼している業務内容

基本的には、法律相談と申立代理人である。

児相の担当者個人の判断で相談するのではなく、少なくともSV等と相談したうえで相談が上がってくる。

法的対応が必要と思われる虐待相談・通告に係る保護者対応は、保護者が代理人を連れてきた場合でも、複数の職員で対応しており、審問の場面以外で弁護士が保護者に直接かかわることは基本的にない。

援助方針会議には参加していない。しかし、援助方針の決定以前に、法的な要件を満たしているかどうかの相談を受けることはある。

触法事件やぐ犯事件を児相が家裁送致する案件については、弁護士の関与はない。

研修講師は、弁護士会主催で大阪府内の全児相に声掛けをして、研修をやっている。

事実上、主担当弁護士の携帯電話を複数の職員が把握しており、緊急の電話相談が携帯電話に入ることが稀にあるが、数年間に何回かかかってくるくらいで、必ずしもいつも携帯電話に出られるわけではない。また、そこまで急ぐ案件はあまり想定できない。

② 具体的相談状況について

相談場所は、弁護士の事務所で相談を受けている。電話やメール相談も多い。

児童福祉法第28条申立や親権停止申立等を、他の弁護士が受ける場合には、受任する弁護士事務所で相談を受けており、ほとんどの申立事例で複数体制で受任している。

最初の相談は、主担当弁護士が1人で相談にのることが多い（日程調整が早期に可能なことがメリット）。困難ケースについては、最初から複数の弁護士で相談にのるケースもある（外国籍の児童の相談等で、専門性が求められる場合には、専門の弁護士が同席する）。

弁護士のかかわりは、複数のパターンがある。

(a) 事例全体について法的な部分での相談（以下例示）

ア 児童福祉法第28条や親権停止等申立方針が児相として固まっている場合に、申立準備のための相談（見立てに問題がないか、資料作成のポイント確認など）

イ 児童福祉法第28条や親権停止等申立自体の適否や、支援過程での対応方法について助言を求められる場合

(b) 事例の一部あるいは法的論点への助言や対応（以下例示）

ウ 事例全体の中での法律実務的な細かい点の質問や依頼

- ・保護者や子ども本人が法律扶助制度や法律援助制度を利用できるか等の質問
- ・施設入所児童に財産が見つかったときの対応助言（少額の遺産の相続人への分配ケース）

(c) 特定ケースでの課題や法的論点への助言

エ 警察への一時保護委託、施設入所中児童への非親権者との面会

(d) 不当要求にかかる対応の代理

オ 十分に説明を尽くしたが、その後も長期間にわたって不当な苦情を重ねる親に対して弁護士名で児相の見解を伝え、対応の窓口となる

(4) 児相弁護士への質問

① 弁護士からみた児相の仕事への関与程度

主担当弁護士の弁護士業務全体に対する児相弁護士業務の割合は時間でいえば1割程度である。

外部にいたので、基本的には情報や問題点が整理されたケースが持ち込まれる。

常勤弁護士として、児相内部にいたほうが弁護士相談に上がる前の段階で弁護士が意見を述べてかわることが可能との考え方もあるが、果たしてその部分は弁護士がやる業務なのか議論が必要である。大阪市ではワーカーに知見の蓄積があり、そういった弁護士に対するニーズはないかもしれない。

仮に自分の見立てる方針と児相の決定した方針でずれがあっても、弁護士としての意見は述べるが、最終方針は依頼人である児相の判断に則って、全力で取り組んでいる。

② 児相以外の弁護士業務

少年事件は、以前はよく行っていたが、現在は少なくなってきた。

児童養護施設関係にはなじみがあり、施設からの個別相談を受けることがある。また、学校訴訟の経験もある。

成年後見人、後見監督人、保佐人などは常時受けており、その中で高齢者福祉にかかわることもある。また、刑事事件の被告人が精神障害者であるケースや精神障害者から精神保健関係の相談を受けることもある。

弁護士業務の中心は、一般民事事件中心の小規模法律事務所の業務である。

③ 前任弁護士から後任弁護士への引継ぎ

常に、複数の弁護士（30人くらいの規模）と、児相申立についての紹介等を行っており、仮に業務を引き継ぐことになっても、適任者の確保で難しいことはない。

ケースを一緒に受任することや、弁護士会内の児童相談所虐待実務勉強会（隔月くらいで開催している。10～25人くらいのメンバーが参加する。レギュラーで参加する人は10人くらい。子どもの権利委員会のメーリングリストでアナウンスしている）等で、ともに学ぶようにしている。難しい問題については、上記勉強会等で意見をもらうことも多い。児童福祉・虐待分野の弁護士会内外の業務に取り組むことが、事実上の後任育成となっている。

府下の各児相の担当弁護士の配置は、弁護士会として決めているのではなく、有志の弁護士が合議で決めているという位置づけである。理由は、弁護士会の事務として公式に取り扱うとなると、さまざまな制約が生じる。一定期間で交代すべきとか、募集をオープンにしなければならないとか、現状

のような緩やかな体制の方が、実情に応じた配置対応や適切な人材の育成や登用が自然とできる。

児相担当の弁護士と、弁護士会子どもの権利委員会とは主要メンバーが重なっているため、弁護士会とは協力関係というよりも、実質的な一体性があるのが実情。今のところ、弁護士会執行部からもそういう位置づけや運用に異論は出ていない。

④弁護士会との関係

新人は、中堅・ベテランと事件を共同受任することがOJTになっている。

適正と意欲のある若手は、自然と福祉部会や児相関係活動の中核となり、研鑽をつんでいる。

(5) 弁護士配置の意義と課題

①弁護士配置のメリット

主担当弁護士として10年以上かかわってきており、児相と長期的な関係ができてきており、職員とも馴染みが生じ、距離的に近いこともあって、比較的密に相談や依頼に応じやすい。

常勤弁護士配置となると、採用された弁護士のスキルは著しくアップするかもしれないが、それ以外の弁護士がケースにかかわることが少なくなり、代替性やバックアップに課題が生じる。現在の大阪市の弁護士のかかわり方だと、一定の範囲の弁護士がかかわることで、集团的、組織的に知識経験の蓄積や研鑽ができて層が厚くなる。また、得意分野や性別、キャラクターによって、事例に応じた適切な弁護士を紹介できるメリットは大きい。個人的には、外部で刑事・少年事件、家事事件、一般民事事件、多重債務事件など、各種の事件に常に対応している経験が、児相への助言に役立っていると感じている（ジェネラリスト論）。ただし、内部に入って、完全に児相業務に特化した方が、よほどハイレベルな仕事ができるという考え方もある（エキスパート論。一般の弁護士業務は数年こなせば必要な経験はでき、更新される実務動向は人脈等を活かした情報収集で賄えるとの考え）。

②現在の課題

大きな課題はない。

ジェネラリストか、エキスパートかという議論もあるが、児相がどう考えているのかは、弁護士としての役立ち方の考え方の違いのような気がする。いろいろな知見の見立てとか、細かい規定とかの整備などは、むしろ役所である児相の得意分野ではないかと思う。弁護士の見立てといっても、しょせん弁護士が関わる事例は年間何件しかないもので、児童福祉司主体で考えるべき問題だと思っている。

③今後の弁護士配置の方向性について

変更の予定はない。

おおむね順調であり、今後も外部の契約弁護士スタイル維持の方向だが、相談体制の拡充については検討の余地がある。

弁護士による定期的な訪問相談については、今年度はじめに検討を行ったが、児相側から不要ということになった。主担当弁護士の事務所までこども相談センターからは約15分、南部こども相談セ

ンターからも約 40 分なので、いつでも必要な時に来所出来るので必要ないということになった。

また、主担当の複数化は今後の検討課題と考える。南部こども相談センターが開設して1年であり、今後体制が安定していけば、南部こども相談センターには他の主担当弁護士を配置することも考えられる。但し、現行のように一本化していることで、情報の統合や弁護士紹介のバランスなどをとれるメリットもある。

(6) おわりに

大阪市は、主担当弁護士を窓口として常に 30 人くらいの弁護士が申立代理人になる体制をとっている。主担当弁護士は現在 1 名体制だが、主担当弁護士をバックアップする任意の勉強会を中心とした弁護士グループがついている。こうした弁護士グループの中で、若手の弁護士の育成等が行われている。

大阪市児相が、かなりの相談件数を抱えていることから、法律相談や申立もかなりの数になっている。現在の主担当弁護士 1 名が窓口として機能しているのは、児相の経験含めてベテランの弁護士が担っていることによるものと思われる。大阪市児相 2 か所に各々主担当弁護士配置を検討しているとのことだが、必要性が高いものと思われた。

(文責 影山 孝)

10. 鳥取県中央児童相談所

(1) はじめに

ヒアリング児童相談所名：	鳥取県中央児童相談所
ヒアリング対象者（役職）：	次長兼児童相談課長、児童相談課課長補佐、弁護士
インタビュアー名：	川松亮、浜田真樹
ヒアリング日：	2017年12月15日
ヒアリング場所：	鳥取県中央児童相談所

(2) 弁護士の配置状況

①鳥取県中央児童相談所の特徴と現在の弁護士相談体制

鳥取県では、虐待通告がなされたもののうち、その後調査等を行って実際に虐待があると認めたケースのみを「虐待相談対応件数」として計上している。実際の通告数は、各年度とも、虐待相談対応件数として計上した数の4倍から5倍強ある。

後述のとおり、鳥取県では2011年2月に、鳥取県弁護士会と県内3児童相談所（以下、児相）の間で協定を締結した（「児童福祉等に係る弁護士総合相談援助事業に関する協定書」）。現在、弁護士会の全会員64名のうち36名が、この協定に基づく「登録弁護士」として児相の相談に対応している。メンバーの大半は子どもの権利委員会に所属する弁護士である。弁護士側は県内3か所の児相それぞれにつき月ごとの当番1名を決めており（基本的に、同地区内に事務所のある弁護士が当番となる）、児相からの相談は当番の弁護士が受けることとなる。なお、継続相談は、前回に対応した弁護士に相談する。相談件数は、県全体で2015年度43件、2016年度40件である（ただし、このほかに、ケース会議に弁護士が参加したケースが年間10件弱程度ある）。

相談方法は、①電話、②ファクス、③事務所相談、などがある。当番の弁護士に、特段の待機義務等は定められていない。児相側からは当初、「相談から半日以内に回答してほしい」との要望があったが、これを厳密に守ることは難しいと考えられたため、協定書において明文では定められていない。委託料は、相談業務については30分あたり5,000円と定められている。もっとも、実際には相談1回あたり5,000円で計算されている。援助方針会議への出席については、1回10,000円である。これらの委託料は、1年分を一括して弁護士会宛てに支払い、個別の担当弁護士への分配は弁護士会が行っている。

法的申立てを行う際は、当該ケースを相談していた弁護士との間で申立てにかかる個別契約を締結する。

②現在の体制になった経緯・時期とそれ以前の体制

現行の協定を締結した2011年より前は、児相は、弁護士会子どもの権利委員会委員長や副委員長等に個別に相談していたが、そのような状況はよくないと考え、弁護士側から協定締結を児相に打診した。児相側でも当時の中央児童相談所所長が推進の意向を強く持っていたため、予算も確保するこ

とができ、協定が実現した。

他会で例のある弁護士方式や、子どもの権利委員会を主体とする方式等も検討したが、内部で議論したうえで、弁護士会自体が協定の主体となる方式とした。結果的には、会が主体となることにより、登録弁護士を集めやすくなったと感じている。

(3) 弁護士への相談状況

① 弁護士に依頼している業務内容

協定書では、法律相談、立入調査・一時保護等の際の現場立会、児童福祉法第28条審判等の申立て代理等が依頼業務とされている。実際上は、少なくとも直近の数年間では、現場立会いはなかったと思う。

法律相談は弁護士の事務所を訪問して行うものと電話等で（急いで）行うものが半々程度である。事例によっては、弁護士が児相を訪問して相談対応することや、保護者面談をバックルームで見守り、質問内容等についてアドバイスをするといったこともある。

行政不服審査や行政訴訟、さらに国家賠償訴訟等については、県の顧問弁護士が対応する。もっとも、協定上は明確に対象業務となっていないようなことでも、ある程度柔軟に対応してもらっている。

非行ケースに弁護士が対応することはほとんどない。そもそも、県内では観護措置を取られるケースが減少しており、少年鑑別所には在所者ゼロという日もある。

外国籍や無戸籍といった相談は少ないが、相談を受けた弁護士は、対処しきれないときには経験値の高い弁護士に相談することもある。

そのほか、児相と合同で年1回の定例勉強会を開催し、ケース検討や、法的な問題についての研修等を行っている。

また、児童福祉司の義務研修講師等を弁護士に依頼することがある（若手の弁護士が対応することが多い）。

② 具体的相談状況について

事務所での相談では、ケースの全体を把握しなければならないもの（たとえば、児童福祉法第28条申立てが可能であるか否かの判断を求められるもの等）が多く、電話相談では、援助の一部分についてのものが多い。なお、両者の割合は半々程度である。

弁護士は1人で対応する。複数で対応する体制も検討したが、実現できなかった。

(4) 児相弁護士への質問

① 弁護士からみた児相の仕事への関与程度

児相のケース全部に関与しているわけではないし、児相業務のすべてを見ているわけでもないが、そういったことよりも、児相で使われている専門技術がどういうものであるのかを知ることのほうが大切であると考えている。たとえば、心理テストの方式であるとか、保護者指導プログラムの具体的な内容などについて、弁護士はほとんど知らないのが実態である。

一時保護の司法審査に関する法改正がなされたが、今後、一時保護に関する判断がもっとシビアになっていくことがあれば、その要件充足性のチェックにも弁護士が関与しなければならないと思う。もっとも、現状では、一時保護の延長にかかる家裁への申立てはほとんどないと思われる（昨年度、一時保護の延長について児童福祉審議会に諮問したのは1件のみであった）。

②前任弁護士から後任弁護士への引継ぎ

他会への転籍などにより、登録弁護士に変動が生じることはあるが、もともと多数の登録弁護士で相談対応を分担していることから、引継ぎの問題は直ちには生じない。加えて、弁護士側では登録弁護士によるメーリングリストで、個人情報を含まない形で相談や情報共有を行っており、ケースについての知見も継承できている。年に1度の児相との勉強会も対応ノウハウの継承に役立っている。

③弁護士会との関係

会自体が契約主体となっていること及び登録弁護士間での知見の継承につき、いずれも前記のとおりである。

④その他

前提として、利益相反の可能性があるために児相の相談に乗れないという構図は誤りであり、利益相反は個別の事例において解消されるべきことであると考えている。そのため、利益相反については協定上も特段の規定をしていない。

(5) 弁護士配置の意義と課題

①弁護士配置のメリット

児童福祉司側に、弁護士を頼りにしすぎる状況があるとは考えていない。児童福祉司の業務量も増加している中で、昔は児童福祉法第28条の申立書等も児童福祉司が作成するといった状況もあったが、今は専門家に依頼することができるように変化したわけであり、良い役割分担ができている。

②現在の課題

弁護士の対応体制の課題は、特に感じていない。もっとも、児相と弁護士がお互いの用いる技術（一例としては、ジェノグラムの書き方）について理解・共有できるようになるとよいと思う。

③今後の弁護士配置の方向性について

現状の体制でうまく機能していると考えており、特に問題を感じない。そのため、変更の予定はない。むしろ、単独の弁護士のみが関与することになるといった事態のほうが困る。また、常勤弁護士とすると中央児相に1名のみ、といった程度になることが考えられるが、それでは弁護士との関係が後退してしまうので、妥当ではないと考える。

(6) おわりに

多数の弁護士が関与することができ、臨機応変な対応ができるしくみが整えられており、かつ、その利点を児相側も弁護士側も適切に認識したうえで制度が運用され、それによって相互にとって有益といえる関係性が構築できているとの印象を受けた。

また、いわゆる「契約型」の中でも、弁護士会そのものが契約主体となるケースは多くないが、これも利点となっていることが分かった。他の自治体にとっても参考となる手法であると考える。

(文責 浜田 真樹)

11. ヒアリング結果概要

	名古屋市	広島県	埼玉県	奈良県	東京都	
現在の弁護士配置形態	常勤（5年間の任期付き）	常勤として取り扱う（5年間の任期付き）	非常勤	非常勤	非常勤	個人契約
勤務日数・時間	フルタイム	1か月20日間、116時間15分 8:30～15:15（2週目のみ15:30）	1回（3時間）/月	4日（9:00～17:15）/週	2日/月	随時
相談場所	児相	児相	児相及び弁護士事務所	児相	児相	児相
弁護士数	中央児相に1名（平成28年度から西部児相にも常勤弁護士1名配置）	西部児相1名配置（平成28年度から東部児相にも同条件で1名配置）	県児相すべて（6児相）に1名配置計6名	4人で交代 中央児相に3日/週 高田児相に1日/週	都児相すべてに1名ずつ配置計11名	契約弁護士44名（非常勤弁護士も契約弁護士兼務）
現在の体制になった時期	2015年度（平成27年度）	2014年度（平成26年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2004年度（平成16年度）	2001年度（平成13年度）
現在の体制になった経緯	2011年死亡事例検証 虐待から守る条例制定＝議会からの常勤化の要請あり	2012年死亡事例検証の中で相談体制強化	児童福祉法改正を契機	児童福祉法改正	虐待相談の体制強化	虐待相談の体制強化
それ以前の弁護士相談体制	キャプナ弁護士と協力関係 2004年度からキャプナ弁護士と委託契約＝月1回の法律相談と随時相談実施	2001年度から数人の弁護士と嘱託契約 半日/月来所し相談を受ける その他随時相談を受けていた	20年以上前 3人の弁護士が相談受け 2003年（平成15年度）6人の弁護士が各児相から相談を受ける体制	弁護士会推薦による弁護士が1回/2か月定例相談 随時相談在り	個人契約の弁護士への随時相談	個別に弁護士に相談を行っていた
相談業務	家裁申立は、書類作成 審問や調査官対応は職員と協働 家庭訪問や関係機関訪問に同行	28条申立書作成業務に関する法律相談 保護者代理人弁護士面接に同席 関係機関協議への同席	審判申立代理人・申立書作成 法律的な相談	法的権限行使へのSV、法的対応への相談 関係機関への法的説明 審判申立代理人、申立書作成	法律相談（時にはケースワークかかわる相談もあり） 審判申立代理人、申立書作成	
行政不服審査	弁明書の添削や助言	弁明書作成	－	弁明書作成	関与なし	
行政訴訟	本庁法務課	本庁対応	－	－	関与なし	
研修講師	実施	実施	実施	実施	実施	
援助方針会議	参加	参加	なし	参加	センターは参加なし、地域児相は参加	
判定会議	－	参加	なし	－	参加	
被害確認面接	面接者	バックスタッフ	なし	ロールプレイに参加	関与なし	

	静岡市	大阪府	堺市	大阪市	鳥取県
現在の弁護士配置形態	個人契約	個人契約	個人契約	個人契約	団体契約
勤務日数・時間	1回(2時間)/月	1回(2時間)/月 その他随時の相談あり	年間22回の援助方針会議に参加 2時間/1回 他は随時相談	随時(平均月2回程度)	随時
相談場所	児相	児相 随時の相談は多くが弁護士事務所	児相 随時の相談は弁護士事務所も	弁護士事務所	弁護士事務所又は電話相談 (一部児相)
弁護士数	1名 顧問弁護士として委嘱	危機介入チームに93人の弁護士登録 府児相6か所 各児相毎に2～3人が主担当として固定 交代で出向き相談に応じる	児童虐待等援助チーム 7名の弁護士登録 会議には2～7名の弁護士が参加	1名の主担当弁護士が相談窓口 申立等の場合、他の弁護士を紹介 紹介する弁護士は、30人くらい確保	弁護士会内に児相協力の弁護士登録を行う (36人登録) 3児相毎に毎月1名の当番を決め、相談を受ける
現在の体制になった時期	2017年度(平成29年度)	2017年度(平成29年度) ※定例相談の開始	2006年(平成18年度)	2003年(平成15年)ごろ	2010年度(平成22年度)
現在の体制になった経緯	法的対応機能強化事業として予算増	虐待防止法施行	政令市として児相開設	—	個別相談は望ましくないとの弁護士会の意向により、協定締結を児相に打診して実現
それ以前の弁護士相談体制	2007年度(平成20年度)から関わりのある弁護士に、用件がある都度助言を求めてきた。年度当初に口頭で協力依頼	1995年度(平成7年度)頃から弁護士手弁当 2000年度(平成12年度)危機介入チームに弁護士加入	—	—	弁護士会こどもの権利委員会委員長や副委員長に個別に相談
相談業務	虐待相談の法律相談 審判申立書の添削	法律相談 相談援助活動への助言 保護者面接、訪問調査、関係者会議も定例相談日に当たれば参加 保護者代理人面接への同席	法律相談 審判申立代理人(複数対応)、申立書作成 虐待被害児童の刑事手続き説明、告訴状作成、捜査機関への児童付添	法律相談 審判申立代理人、申立書作成、 ケースワークへの法的な助言 苦情者への対応	法律相談 審判申立代理人、申立書作成
行政不服審査	関与なし	弁明書の内容への助言	—	関与なし	関与なし
行政訴訟	関与なし	大阪府から直接危機管理チームの弁護士に依頼があり、府の代理人として対応したことがある	堺市法務課から児童相談所弁護士に依頼があり、市の代理人として対応したことがある	関与なし	関与なし
研修講師	実施	実施	実施	実施	実施
援助方針会議	参加なし	参加なし	参加	参加なし	参加なし
判定会議	参加なし	参加なし	—	参加なし	参加なし
被害確認面接	関与なし	—	—	—	—

	名古屋市	広島県	埼玉県	奈良県	東京都
触法事件	家裁申立書作成	－	関与なし	－	関与なし
市町村からの相談	－	－	非常勤化に伴って実施	要対協議参加	関与なし
特異な相談	常勤弁護士が緊急介入班主幹となっているので、一時保護や立入調査に立会うことが多い	分離ケースにはすべて関与 子どもに「親権変更手続きや期間」説明 子どもへの弁護士紹介 保護者逮捕の場合の処分前カンファレンス出席	国籍関係 裁判所からの調査嘱託 回答方法	非行で一時保護中の子供への警察の事情聴取にあたり、拒否権や黙秘権についてアドバイス 離婚に伴う開示請求について、代理人とやり取り 一時保護への同行あり	子供をめぐる親族関係の相談 外国籍相談 就籍相談 親権者逮捕時の刑事手続の相談
今後弁護士がかかった方がよいと思われる仕事	記録のとり方（事実と評価の書き分けや時系列での整理）の周知徹底	－	－	－	個別で相談を受けた内容を研修等で一般化し共有したい 触法ぐ犯相談への関与
弁護士会との関係	常勤配置後にキャプナ弁護士団との委託契約解除 常勤弁護士がキャプナ弁護士団に相談することもあるが、報酬は支払われていない 弁護士会等からのSVを受けたい 弁護士会の活動に参加しにくい	地域の事情に精通した弁護士確保のためには、弁護士会の推薦が望ましい 今年度から外部の弁護士にSVを受けるための予算が付いた	非常勤化に伴い従前の弁護士が非常勤弁護士となったが、今後は弁護士会が推薦する形態となるだろう	弁護士会協力の下で進めてきており、現在の弁護士も弁護士会推薦である	弁護士会主催研修に、有志弁護士も参加。 有志団体所属弁護士の大半は子どもの権利委員会所属だが、有志団体と弁護士会の間に特定の関係はない
他の業務（以前の業務）	常勤弁護士採用前は公設事務所勤務 児相弁護士後の仕事に不安もある	児相弁護士前は、弁護士事務所に勤務し様々な仕事に従事 高齢者や障害者の委員会にも参加 民事暴力の委員会での知見も役立つ 児相在職中も様々な機関から多様な相談を受けるので、弁護士としてのスキルが落ちることはない	児相以外の弁護士業務の中心はDV案件や離婚案件	一般的な民事事件や離婚問題など 以前から非行や虐待のなど子どもの事案を担当していた	児童福祉だけでなく、少年司法や家族にかかわる業務を日常的に行っている
弁護士会費	県会費は免除、日弁連は自費	減免制度なく、自費で支払い 公費負担は困難	－	－	－
後任育成引継ぎ	公設事務所や法テラスの弁護士経験者が適任と思われる	県内の別の児相に配置された弁護士とは頻繁にやり取りをしている 有産休中に、代替弁護士を弁護士会で紹介してもらい、一部が市児相に契約弁護士として関するようになった	育成のためにも児相職員と弁護士有志にて勉強会開催 中断しているが復活させたい	複数の弁護士同士ではメール等で情報交換している。現行の複数体制であるならば、若手弁護士も入れ経験も積ませたい	有志団体によるミーティングリスト、定期的な懇談会開催 児童福祉経験の少ない弁護士が非常勤・契約弁護士となる場合は、ベテラン弁護士が同一児相に配置され、一緒に相談を受けたり、申立を行うなどOJTを行っている
利益相反の課題	児相以外の仕事は受けていないので、問題は生じない	児相に採用される前の弁護士事務所に在籍しているが、後見と保佐の業務以外は新規に受けていないので、利益相反の問題は起きない	非常勤弁護士は、県相手の訴訟案件は分野にかかわらず一切受任できない確認を行っている	－	東京都の児童相談所相手の訴訟案件の代理人には就任しないこととしている

	静岡市	大阪府	堺市	大阪市	鳥取県
触法事件	関与なし	関与なし	関与なし	関与なし	関与なし
市町村からの相談	関与なし	—	—	—	—
特異な相談	養子縁組に関する相談 戸籍にない実父との関係 DV 逃げ母子の親権者父対応	特別養子縁組の同意の問題 未成年者のSV 被害 外国籍（オーバーステイ） 医療ネグレクトにおける医療機関への説明 里親委託児童のバイト先とのトラブル解決	国籍取得 個人情報開示請求 性的虐待事案での被害児童への刑事手続き説明	少額遺産の相続人への分配	—
今後弁護士がかかった方がよいと思われる仕事	常勤化により、毎日弁護士がいる状態もありがたい 現在は行っていないが、審判の申立書を作成してもよい	書類や書式の再検討	書式マニュアルの整備 新規事業の政策提言	—	—
弁護士会との関係	特になし	弁護士会子どもの権利委員会が事実上の受け皿になっている 任意の勉強会あり 児相案件にかかわる場合は、府の危機介入援助チームに登録	弁護士会子どもの権利委員会と協力関係にあり、必要に応じて意見交換や情報共有をしている	担当弁護士は、有志の弁護士が合議で決めている 直接弁護士会との関係はないが、弁護士会子どもの権利委員会のメンバーと重なっている（実態としてほぼ同一） 任意の勉強会あり	弁護士会が契約主体となっている
他の業務（以前の業務）	元々付添人活動やDV女性問題にかかわり児童福祉にも理解あり	少年事件の付添人や福祉関係の相談 市町村や施設からの相談	子どもの権利委員会に所属 少年事件、学校問題、児童福祉関係の事件に関与 一般民事、刑事事件、消費者事件、犯罪被害者支援事件、労働事件、高齢者、障害者問題	児童養護施設からの相談 後見人や保佐人 障害関係 一般民事事件	—
弁護士会費	—	—	—	—	—
後任育成引継ぎ	—	定期的に児相にかかわる弁護士の集まりをもっている。事例報告や児相の現状、アドバイスの共有化を行っている 審判申立時には、複数の弁護士が関わるようにして、若手の育成を図っている	複数の弁護士が会議に参加しており、引継ぎが必要はない 会議の参加は経験の長い弁護士と短い弁護士がバランスよく参加できるよう組み合わせで年間ローテーションができています 会議の参加を通して、育成を図っている	新人が中堅・ベテランと共同受任することでOJTとなっている	多数の登録弁護士で相談対応を分担していることから、引継ぎの問題は生じていない 登録弁護士でメーリングリスト活用で情報共有 年1回児相との勉強会
利益相反の課題	—	—	—	—	利益相反については、個別の事案において解消されるものである 利益相反の可能性があるから、児相の相談に乗れないとの構図は間違い

	名古屋市	広島県	埼玉県	奈良県	東京都
配置のメリット	家裁との関係が良好 児相が法的対応に自信 をもって対応できる いつでもどこでも、職 員が相談できる 内部スタッフとしてい ること	月1回の相談に対して、 毎日弁護士が内部にい ることで常に細かい法 律上の相談が可能と なった ケース全体を見ながら 相談に応じられる。一 時保護や調査の際に も、法律上の気になる 点について、日常的に 相談できる	非常勤化に伴って、市 町村からの相談を受け られるようになった 非常勤化以前の契約に 伴う弁護士相談と特に 違いはない	審判申立書類を弁護士 に依頼出来るので、職 員が保護者子供対応に 時間をかけられるよう になった 法律解釈に助言を受け、 明確な法的説明が 可能となった 代理人弁護士と、児相 弁護士が直接やり取り することで、整理がし やすくなった 警察との連携は弁護士 にとって良い意味で勉 強となった	法律相談を踏まえ、職 員が自信を持って対応 できる 児童相談所の外にいる 弁護士から、自由な立 場で意見がもらえるこ とはメリット
課題	職員が自分で考えたり、 調べたりする習慣が 乏しくなる 常勤以外の弁護士に 相談できる体制	弁護士が常勤といいな がらも、勤務時間が若 干短時間となってお り、職員より早めに帰 る状況	相談内容が蓄積されて いないのが、もった いない。きちんと蓄積 し活用できるようにす べきである	弁護士勤務日が不定期 なため、同じ弁護士に 継続相談することが難 しい (一方で、複数の弁護 士の意見が聞けるメリ ットでもある) 弁護士勤務時間の関係 で、保護者面接への同 席が時間的に合わない 職員と弁護士との距離 感がまだ遠い	判定会議への参加 定期的な弁護士来所日 の回数増
今後に向けて	弁護士相談のQ&A作 成をしたい	5年の任期付きを変え る予定はない(再任も 妨げない) 短時間でない常勤化も 検討することが必要	常勤化は予定してい ない 経験のある弁護士は 事務所経営の問題が あり、若い弁護士では 経験がないという問題 がある	県内の事情に精通した 常勤弁護士を、弁護 士会からの紹介を受け 配置したい	現行体制の大幅な変 更予定はない 定期的な相談日の回 数増は検討課題

	静岡市	大阪府	堺市	大阪市	鳥取県
配置のメリット	定期的に見相に弁護士が来所して相談を受けようになり、出向いで相談するほどでもない内容について相談ができています	現状で、法律問題についてはいつでも相談できる体制あり グチャグチャになったケースワークの整理をする 複数の弁護士の意見をきくことができる 弁護士は外部の立場から、意見をいえる	司法的アプローチ 法的助言 多様な視点の導入 見相弁護士歴が長くなることで、ケースワーク視点も取り入れた法的助言 援助決定にあたり多職種連携としての外部委員的な立場の弁護士	複数の弁護士が関わる 現行制度は、集団的、組織的に知識経験が蓄積できている 多くの契約弁護士が、外部で見相以外の仕事にかかわる経験が見相への助言に活かしている 主担当弁護士が一人であることで、情報の統合が図れている	審判申立書作成を弁護士が行うなど、良い役割分担ができています
課題	現状で十分相談できている 常勤化によって、ケース対応に弁護士が関わってもらえるとの期待がある	常勤化を図ったときに、一人の弁護士にしか相談できない不安がある 常勤化で、見相職員という立場でしか見れなくなる 非常勤になっても、契約弁護士と特に変わることはなく、動きに制約がかかることを懸念する	性別や経験年数等バランスのとれた多様な弁護士配置が必要 一般の法律相談以上の報酬検討必要 常勤とするほどの業務はない	弁護士の立ち位置として、ゼネラリストかエキスパート化という議論もあるが、弁護士としての考え方の違い 知見に見立てや規定の整備はむしろ見相の得意分野	特に課題はない 児童相談所と弁護士がお互いの用いる技術の理解が必要
今後に向けて	現状では体制変更は想定していない 今後の実績に応じて、次のステップが検討される可能性はある	変更予定なし 定例相談の回数増は検討事項	非常勤を考えていきたい 経験豊かな弁護士を複数確保するため常勤はなじまない	変更予定ない 外部の契約弁護士を維持したまま、相談体制拡充は検討の余地あり 見相での定期的な訪問相談は今年度検討を行ったが、不要との結論 主担当弁護士の複数化（中央と南部見相に各々主担当弁護士配置）は要検討	変更予定なし 単独の弁護士のみが関与することは困る 常勤弁護士が中央見相に1名配置されても、現行より後退となる

IV. 考察

1. 児相弁護士配置 それぞれの利点と課題

本調査は、児童相談所（以下、児相）において弁護士相談がどのように行われているかを調査したものであるが、2016年度質問紙調査では全ての児相が（本庁弁護士への相談体制をとっている4自治体含む）弁護士への法律相談ができる体制をとっていることがわかった。更に、2017年度質問紙による再調査では、本庁弁護士への相談体制をとっている自治体が減った一方で、常勤、非常勤弁護士への相談体制をとる自治体が増えるなど、弁護士相談の充実が図られていることがわかった。児相弁護士による相談体制を持つ68自治体の内訳として（2017年度質問紙票による再調査において、本庁への弁護士体制をとっている1自治体を除く）、常勤弁護士、非常勤弁護士、弁護士個人との契約、団体契約に分けて考えることができ、ヒアリング調査においてはそれぞれの形態をとる自治体への調査をおこなった。一部自治体においては、弁護士配置形態を複数併用している自治体もあった。

（1）常勤弁護士の場合

2017年度質問紙再調査で常勤弁護士を配置していると回答した児相は、6自治体あったが1自治体については、本庁で常勤として採用された（任期付き）弁護士が、児相の弁護士も兼務し週1回巡回相談に訪れているため、常時児相で勤務している他の常勤配置自治体とは異なることから、本調査においては当該自治体を除き5自治体として集計した。

常勤弁護士配置2自治体にヒアリング調査を実施した。

2自治体共に、本調査では常勤弁護士配置として取り扱ったが、1自治体は他の児相職員と同一勤務時間であるフルタイム雇用だが、1自治体については1か月20日間・116時間15分勤務と勤務時間が限定されており、フルタイムの児相職員に対しての勤務時間割合は概ね75%の勤務時間であった。

2自治体共に重篤な虐待事例が発生し、その検証の中で弁護士の常勤配置が検討され実現したとのことであった。常勤配置以前には、各々弁護士との団体契約、弁護士個人との契約であった。2自治体共に、常勤配置の数年後に同一自治体内の他の児相においても同条件で常勤弁護士が配置されるなど、相談体制の充実が図られている。

常勤弁護士の主な業務としては、法律相談や家裁申立手続き等は当然のこととして行われており、親子分離ケースについてはすべてに関与している。1自治体では触法少年の家裁送致等の書類作成なども担っているとのことであり、今回のヒアリング調査の中で、唯一触法事件の家裁送致に児相弁護士が関わっていた。児相内で行われる会議にも基本的には参加をして、弁護士としての意見を述べる。更に会議等を通じて、ケース全体の流れを知ることができるのは大きなメリットであると考えられている。また、児相内に常時勤務していることから、児相職員から日常的に細かい法律上の相談が可能となり、そのことによって児相職員がケースワークを行う上での法的なバックアップとなっているとのことであった。

一方では、児相職員が自ら考えたり、調べたりせずに、弁護士に相談してくることで、児相の力量

ダウンが心配されるとの話もあった。

常勤弁護士が弁護士会等を通じて他の弁護士に相談できる必要性が指摘されており、1自治体においては外部弁護士へのSVを受けるための予算化がなされたとのことである。また、弁護士会活動への参加や弁護士会費の負担をどうするか等の課題があることもわかった。

常勤弁護士といいながらも、最大5年という任期付き採用であり（再任を妨げない自治体もあり）後任弁護士の確保については、地域の事情に精通した弁護士が望ましいとの意見もあり、地域の弁護士会とのパイプを作っておく必要性が述べられる一方で、公設事務所、法テラス等が見相弁護士の供給元となる可能性もあるとのことである。常勤弁護士が見相採用前についていた弁護士業務は、公設事務所勤務弁護士と通常の弁護士事務所勤務だったが、様々の相談に応じてきたことが現在のキャリアにつながっているとのことであった。

任期付きということで、見相勤務が弁護士のキャリアアップとなるかは、弁護士により考え方が異なり、見相在職中でも多様な相談を受けているのでスキルが落ちることはないという意見や、任期終了後見相以外の弁護士業務に就くことへ若干不安もあるとの意見もあった。

ヒアリングをおこなった2自治体については、今後も現行通り常勤弁護士配置を行っていく予定とのことである。

（2）非常勤弁護士の場合

2017年度質問紙再調査で非常勤弁護士を配置していると答えた自治体は31自治体と前年度調査の9自治体から急増しており、全体の約45%を超えている。

また、非常勤弁護士といってもその勤務体制は不定期で相談する体制から、定期的に児童相談所に出向いて相談する体制などさまざまである。

非常勤弁護士配置3自治体にヒアリング調査を実施した。

1自治体については非常勤弁護士と弁護士個人との契約を併用しており非常勤弁護士の勤務は月2回であり、1自治体については常勤配置を検討したが適任者を見つけることができずに、週4日（各日1人）非常勤弁護士が交代で見相に詰め相談に応じている。1自治体は、非常勤弁護士として月1回の勤務であり、勤務地も見相であったり弁護士事務所であったりするなど、ヒアリング自治体によって相談体制に大きな差がみられた。

非常勤弁護士配置については、1自治体では2004年度から配置されており虐待相談体制強化の一環として取り組まれたものであった。2自治体では2016年度児童福祉法改正により見相への弁護士の配置（又は準ずる措置）が義務化されたことを契機に非常勤化が行われた。また、2自治体では非常勤弁護士の配置がなされた際には、それ以前から見相にかかわっていた弁護士が引き続き非常勤弁護士となるなど、見相と弁護士の連携強化の一環として非常勤配置が行われたものと思われる。

非常勤弁護士の業務として、法律相談や家裁審判申立手続代理人、申立書作成が実施されている。1自治体では非常勤化を契機に市町村職員に対する見相としての援助として、市町村が児童家庭福祉相談でかかわっている子どもや家庭に関する法律相談に対応するようになったことが話された。また、1自治体では市町村の要保護児童対策地域協議会に参加することがあるとのことである。

ヒアリング先の自治体では、いずれも複数の弁護士が非常勤弁護士として配置されており、同一自治体内の非常勤弁護士同士で個人情報に配慮しながらメーリングリストや懇談会で情報交換を実施している。こうした取り組みにより、見相経験の浅い弁護士についてSVを実施できる体制をとっているとのことである。

非常勤弁護士が配置されたことによるメリットとして、先にも述べたように市町村職員からの弁護士相談に対応できること、審判申立書作成を弁護士が担うことで見相職員がケースワークに時間をかけられるようになったこと、法律相談を踏まえて見相職員が自信をもって保護者対応が可能となったり、保護者等に適切な法的手続きの説明ができるようになったりしたこと、見相の外にいる立場の人から自由な意見がもらえること、弁護士にとっても警察との連携は非常に勉強となった等の意見があげられた。

また、非常勤弁護士であれば、経験の長い弁護士や事務所を開いている弁護士を採用することも可能である。

非常勤弁護士と弁護士会との関係は、弁護士会の推薦により採用する場合、弁護士会とは別の有志団体の推薦による場合など様々であるが、実態としてはほとんどの弁護士が弁護士会子どもの権利委員会に所属する等子ども関係の仕事に携わっている。

利益相反の問題について、1自治体では当該自治体相手の訴訟案件については一切受任しないとの確認をおこなっている。1自治体では、当該児童相談所相手の訴訟案件は受任しない確認を行っている。

今後の方向性としては、1自治体は常勤弁護士配置を行いたかったが、弁護士会から常勤弁護士の推薦を受けることができなかつたので、非常勤弁護士4人体制をとっているの、今後地域の実情を把握した適当な弁護士の推薦が得られれば常勤弁護士にシフトすると答えた。他の2自治体では、弁護士相談回数増については検討課題だが、非常勤弁護士配置の変更は考えていないとのことであった。

(3) 個人契約の場合

2017年度質問紙再調査で弁護士個人と契約していると答えた自治体は、27自治体であり、前年度調査の41自治体から減っている。

弁護士個人と契約している4自治体にヒアリング調査を実施した。1自治体については、弁護士会や弁護団とは関係がなく個人として契約を行っている。1自治体は、児童相談所の虐待対応等援助チームに所属する弁護士と個人契約を行っている。1自治体は1名の主担当弁護士が相談窓口となっており、申立等を行う場合に主担当弁護士が他の弁護士に声掛けを行っている。1自治体は、1見相あたり弁護士2～3人が交代で各見相に出向き相談を受けている。

契約弁護士の2017年度質問紙再調査では、毎月1～4回以上相談を受けている自治体が半数を超えているが、ヒアリング実施自治体でも実質毎月1～2回程度の相談を受けていた。

1自治体は1名の弁護士配置、1自治体は1名が主担当弁護士として相談対応し、30人位の弁護士が申立代理人等で対応している。1自治体は7名の弁護士が登録しており、2～3人の弁護士が複数で会議に参加し、そこで相談等も受けている。1自治体では交代で相談を受けた弁護士が中心になって申立を行うが、その際には若手の育成もかねて複数の弁護士で申立を行っており、見相の相談を受

ける弁護士はすべて危機介入チームに登録してもらい、ヒアリング実施日現在 93 人が登録している。

契約弁護士の仕事として、法律相談や家裁審判申立代理人や申立書を作成している自治体がある一方、弁護士が申立書を書くことがなく児童福祉司が作成する申立書の添削に限定している自治体もあった。

弁護士会との関係では、3自治体が子どもの権利委員会所属弁護士が中心となるなど、関係が深い。1自治体では、特に弁護士会との関係はないとのことであった。

契約弁護士を配置したメリットとしては、児相に弁護士が出向くことで、児相職員が気軽に法律相談を受けることができるようになったこと、複数の弁護士の意見が聞けること、複数の弁護士が関わることで集团的、組織的に知識経験が弁護士側に蓄積できていること、弁護士が外部で児相以外の仕事にかかわる経験が児相の助言に活かされていること、弁護士が多職種連携の一職種として外部委員的なかわりができること等が挙げられた。

また、今後の方向性としては常勤化を検討する余地があると答えた自治体がある一方で、常勤化してしまうと複数の弁護士の意見をきくことができなくなり、性別や経験年数のバランスのとれた多様な弁護士の配置が必要である、弁護士が児相職員という立場でしか物が見られなくなるなど、常勤化のデメリットが大きいとの意見もあった。児相への定例訪問相談を行っていない1自治体では、昨年定例の訪問相談日の設定について検討したが、随時の相談体制で十分相談ができているので、定例訪問は不要となったとのことであった。

(4) 団体契約の場合

2017年度質問紙再調査で、弁護士会・弁護団との契約をしていると答えた自治体は15自治体であり、前年度調査と変わっていなかった。団体契約している1自治体についてヒアリング調査を実施した。当該自治体は弁護士会と契約をしており、弁護士会内部で児相協力弁護士登録を行っており36人の弁護士が登録されている。それ以前は弁護士会内部の子どもの権利委員会の委員長等に個別に相談を行っていたが、弁護士個人への相談は不相当との弁護士会の意向もあり、会側から契約締結の申し入れがあり実施に至った。児相に出向いての定例相談は実施しておらず、各児相毎に毎月当番で相談に当たる弁護士を決めて、必要に応じて弁護士事務所又は電話にて相談を随時受けている。

弁護士間でメーリングリストや定例の会議を開催し、事例報告や助言内容の共有化を図っている。

弁護士との団体契約においては、複数の弁護士の意見を聞くことができること、団体契約であっても随時弁護士に相談できることなどから、現状の相談体制を変更する考えはないとのことであり、仮に常勤弁護士配置であっても1名の配置では現状の相談体制から後退してしまうなどの懸念が示された。

2. 弁護士配置における課題

(1) 常勤弁護士採用にあたっての課題

常勤弁護士の採用では、当該自治体の事情に理解のある弁護士を確保したいという要望が自治体側にある一方、弁護士会が常勤弁護士の推薦を行うことができない自治体もある。

また、児相の常勤弁護士は任期付きが中心であることから、児相常勤弁護士として従事することが、その後の弁護士業務にとってキャリアアップにつながっているかは、弁護士の認識に差があった。

弁護士会との関係では、会費の負担についてはいずれも個人負担であることや（一部会費の減免あり）、平日の日中に行われる弁護士会活動への参加、弁護士会のSVを受けられる体制などが課題となっている。

児相弁護士が他の弁護士のスーパーバイズを受けられる体制を構築する必要がある。スーパーバイズを受けるための予算化がなされた自治体がある一方、常勤の弁護士が配置されたことで従来行っていた弁護士や弁護団との契約がなされなくなった自治体もあり、個人的な伝手を頼ってスーパーバイズを受けているのは適当ではない。仮に、常勤弁護士を採用しつつスーパーバイズ制を導入しないという場合、児相は、次第に地域の弁護士会や弁護士とのつながりが希薄になる可能性がある。そして、このことにより、長期的には当該地域において児相実務に精通した弁護士の減少を招き、ひいては後任の常勤弁護士の供給源が乏しくなるという弊害が生じるおそれもあると思われる。

(2) 非常勤弁護士と契約弁護士

児相との雇用・契約によって、非常勤弁護士と契約弁護士を分けて調査をおこなったが、こうした配置形態による相談体制について、弁護士法第25条の規定により非常勤弁護士の場合に「公務員として職務上取り扱った事件について、職務を行えない」ことを除いては、実質的に大きな違いは見られなかった。また、勤務地についても非常勤か契約かによって相談場所が異なるというより、弁護士相談に対する考え方、児相内部の会議への出席の有無、児相から弁護士事務所までの利便性などによって左右されている。

弁護士が非常勤職員となったことで、市町村からの相談を直接受けられるようになったと回答した自治体があった一方で、契約弁護士でありながら、市町村の要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議に参加して意見を述べている自治体もあった。

児相が関わる個別ケース面接への同席や保護者が代理人弁護士を連れてきた場合に、同席を行うかどうかについても、非常勤と契約による差というよりも、面接日時に児相に弁護士がいるか、また弁護士が同席することの必要性を児相側がどのように考えているかの違いによるものと思われる。

契約弁護士の中には、自治体の非常勤職員となることで兼業・兼職制限や職務専念義務、営利企業の従事制限など、制限や制約が多く非常勤のメリットが特にないとといった意見もある。

(3) 弁護士が関わる児相業務

弁護士の配置形態にかかわらず、児相弁護士がケースワークにどこまでかかわるかは、大きな課題だと考える。児相に弁護士がいる体制で（常勤・非常勤・契約を問わず）、児相職員が弁護士に気軽に相談できることは、一時保護や施設入所等についての親権者の権利義務関係を法律的に説明することが可能となり、児相職員が自信をもって対応することができるメリットがある。

子どもの最善の利益を実現するために、法律によって児相に付与された子どもや保護者の権利制限を行うことについても、法律の裏付けを弁護士から助言として得ることで、児相職員のケースワーク

を下支えすることになる。

しかし、経験が少ない児相職員が弁護士の法律相談の場で相談援助活動についてまで助言を求め、本来ケースワークとして判断しなければならない部分を弁護士に助言を求める傾向があることが懸念される。このことは、警察官や警察官OBが児相に配置され始めた時に、経験の少ない児相職員が訪問調査や保護者面接場面で警察官の捜査手法を学習し、本来相談援助活動（ケースワーク）として対応する部分が、強制力を背景とした捜査手法に影響を受けた時期を想起させるものである。

児相の総合診断については、法的な助言を踏まえたうえで、福祉的判断は（最終的には）福祉職側において行われるのが望ましい。

児相弁護士からも、申立の過程で弁護士の立場からみた意見を述べることはあるが、最終的には依頼人である児相の判断に則って、進めることになるとの意見もあった。

また、常勤弁護士あるいは非常勤弁護士として児相の職員となったとしても、他の児相職員と対等な立場で意見を述べあって、援助方針案を決定し、最終的には児相長の責任のもと援助決定を行うのであり、法的な手続きが必要な場合にも、児相弁護士は児相長の決定内容に則った手続きを進めていくことになる。したがって児相職員等も、弁護士の意見に徒に依拠するばかりではなく、躊躇することなく必要な意見交換等を行って、子どもの最善の利益実現に向けて有効な方策をとることができるよう、意識することが必要である。

（４）弁護士の利益相反についての対応

常勤弁護士については、基本的に児相以外の弁護士業務を行っていないので、利益相反の問題は生じない。非常勤・契約弁護士は、採用された自治体を相手とする訴訟案件は受任しない、採用された自治体を相手とする子どもに関する案件は受任しない、当該児童相談所の案件は受任しないなど弁護士によって様々である。

なお、一部の自治体では、利益相反についての考え方やその場合の対処方法について申し合せをしているところもあるようである。

但し、利益相反の問題は個別案件について考えるべきであり、同一自治体や同一児相相手の訴訟を受任する等で考えるべきではないとの意見もあった。

（５）触法事件への関与

2016年度質問紙調査においても、触法少年の家裁送致書類を弁護士に依頼していた自治体は5自治体（8.6%）であったが、ヒアリング調査においても弁護士が直接関与していた自治体は1自治体のみであった。触法少年対応については、児相にかかわる弁護士の多くが弁護士会子どもの権利委員会に所属をしているなど、少年事件に精通していることもあり、子どもの援助に当たり弁護士の意見を聞くことも、有意義であると考えられる。また、家裁送致書類を弁護士が作成している自治体では、家庭裁判所からも必要十分な内容がきちんと書き込まれているとの評価を受けるなどメリットもあるとのことであった。

(6) 子どもに対する児相弁護士の立ち位置

児相弁護士が配置される中で、被虐待児童の加害者告発や加害者が刑事手続きにかかった場合の説明など、子どもに対して法律に係る説明を行っている場合もあることがわかった。ただし、ヒアリングを通して、児相の援助方針と子どもの意向が異なる場合には、児相弁護士以外の他の弁護士を紹介しているとの話があり、子どもから法的援助の依頼があった場合には、児相弁護士以外の他の弁護士を紹介しているという話もあった。

3. 今後の弁護士配置の在り方

(1) 多様性の尊重

児相は全国に210所あり（2018年4月1日現在）、児相設置自治体も69自治体である。但し、それぞれの児相が所管する面積や人口規模、地域特性はさまざまであり、そのことは相談対応件数の違いからも明らかであり、全国一律に児相を検討することは適当ではない。

2016年度に行った質問紙調査においても、2015年度の虐待相談対応件数に至っては最小と最大の差が300倍を越す状況であった（同年度の福祉行政報告例によれば、その差は120倍である）。また、児童福祉法第28条第1項(新規申立)件数について、同調査によれば2年連続で10件以上の申立があった自治体が4自治体あるのに対して、2年連続で申立のなかった自治体が10自治体あった。また、保護者の同意のない一時保護については、最も多い自治体で1,000件を超しているが、2年連続で全くなかった自治体が11自治体あった。

このように、虐待対応件数や法的な対応件数の違いを考慮することなく、弁護士の配置形態を全国一律に考えることはできない。

常勤、非常勤、個人契約、団体契約の配置形態や常勤以外の配置における弁護士相談についても、各々の児相の実態に応じて多様な形態を検討すべきである。

(2) 児童福祉に理解と情熱を持った弁護士の確保

弁護士法では、第1条において弁護士の使命として「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」こととされているが、児相に配置される弁護士は、児童福祉法の理念及び児童虐待の防止に関する法律の目的を理解し、子どもが健全に育成され、その生活を保障され、子どもの年齢や発達に応じて子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が確保されることの実現のために、職務を行うことが必要となる。

児相は、子どもの福祉を実現するために、保護者とともに援助を展開していくことになるが、子どもの心身の安全を確保する場合には、法律に基づいて親権者等の権利を制限する場合もある。そこでは常に子どもの最善の利益が確保されるかどうか、唯一の判断基準となるものである。年齢や発達の程度によっては、子ども自らの意見を十分に表明できなかつたりすることもあるが、その際には、子どもに関わる様々な機関や職員が、子どもの福祉実現のためにどのような援助を行うべきかを検討することになる。児相弁護士も、児相職員の一員として、子どもの福祉実現のために職務を行うこと

が前提であり、さらには子どもの権利を守ることを最優先の目的として、熱意を持って取り組める弁護士を確保し、育成していくことが必要となる。

(3) 常勤弁護士配置の場合

常勤弁護士の配置については、課題でも指摘したことであるが児相弁護士のバックアップを行う仕組みが不可欠である。どのような形でバックアップをおこなうかは地域の実情を考慮することが必要であるが、県弁護士会の協力は不可欠であり、そのためには児相側で常勤弁護士がスーパーバイズを受けるための予算を確保することや、弁護士会で行われている委員会や研修への参加時間を保証していくことが必要である。

また、児相弁護士をバックアップするだけでなく、申立件数や事例の困難度に応じて児相弁護士と共に複数の弁護士による代理人を選任できる体制を整えていくことも必要である。

更に、弁護士会費の負担の問題がある。弁護士としての業務を行うには弁護士会に登録することが必須であるが、弁護士会費については高額であり、雇用する自治体側が負担することを検討する必要がある。

常勤弁護士については、任期付き割合が高く、後任者の育成方法が課題となるが、実際に児相の仕事を行う中での OJT が効果的である。もちろん、児相業務全般への理解として児童福祉司任用前研修や任用後研修の受講を義務付けることも必要だが、児相内でどのような立ち位置で弁護士が仕事を行っているのかは、実際の業務を通して学ぶことが最も効果的である。常勤弁護士の任期を半年から1年間重ねることも一つの方法だが、予算が倍になるため現実的ではない。常勤弁護士配置の際にも、非常勤弁護士又は契約弁護士を併用することができれば、非常勤・契約弁護士が児相弁護士の実務を学ぶことが可能となり、常勤弁護士の任期満了後の受け皿となることができる。更に、このような常勤と非常勤・契約弁護士の併用によって、児相側からの「複数の弁護士の意見を聞きたい」という要望に応えることが可能となる。

(4) 非常勤、個人契約弁護士の場合

定期的に弁護士が児相に赴いて、気軽に相談できる体制を作ることが必要と考える。常勤弁護士が配置された児相では、弁護士とその他の児相職員が日常的に関わっているので、立ち話的にも法律相談を行えるメリットがある。しかし、常勤弁護士でなくとも、弁護士が定期的に児相を訪問し、同じフロアーに座り、ふらっと相談できる体制を作るとは非常勤や契約弁護士であっても可能である。こうした体制を確保するためには、相談票や弁護士相談時間割表を省略することで可能となる。もちろん審判申立等の相談であれば、事前に概要資料等を作成したうえで相談することが必要であるが、それとは別に、児相職員が気楽に立ち寄り相談できるスペースと時間を確保することも必要である。

今後は非常勤、契約弁護士の複数配置検討が必要となるだろう。法改正に伴い家裁申立案件が増えてくる（2018年4月2日より施行された、児童福祉法の改正により親権者の意に反する2か月越えの一時保護について家裁の承認が必要となった）なかで、弁護士に対する需要が高まることとなった。需要を満たす弁護士配置として、弁護士の相談時間増を行うのであれば、複数の弁護士配置を行うこ

とが効果的である。弁護士相談においては、児相側からも複数の弁護士の意見を聞きたいとの要望もあり、弁護士にとっても法的な判断にあたって、他の弁護士の意見を聞いたり、対応についての助言を得ることが可能となる。更に、児相職員と児相にかかわる弁護士による、子どもの権利擁護を図ることを目的とした勉強会の実現は不可欠である。

(5) 子どもへの弁護士関与

児相でかかわる子どもに対して、児相の援助が今後どのように展開していくのかを説明する責任は児相職員が担っている。しかし、警察による事情聴取や調査、捜査の流れや少年法に基づく少年審判の流れや保護者が刑事事件の加害者となった場合の司法手続きを、子どもの年齢と理解力に応じて説明する際には、弁護士が直接説明することが有意義だと思われる。今後は、児相職員の相談だけでなく、子どもたちに対しても、本人を取り巻く状況を正確に伝え、意見聴取ができる体制を構築するため、弁護士の関与に期待したい。

4. 児童相談所の充実強化に向けて

今回の研究では、2016年度と2017年度の2回にわたり全国の中央児相69所に質問紙調査を実施し、100%の回答を得ることができた。また、全国の10児相にヒアリング調査を実施し児相職員の方から話を聞き、更に多くの児相において弁護士からも直接話を聞くことができた。

児相の虐待対応件数は相変わらずとどまることを知らず、児童福祉法第28条申立件数も高止まりの状況である。更に、2018年4月からは親権者の意に反する一時保護の2か月越えについて家裁の承認が必要となるなど、児相の法的対応は増えていくものと思われる。

また、児相への弁護士配置又は準ずる措置が法律で求められるようになり、各児相では過去の弁護士とのかかわりをベースに弁護士相談体制の拡充が図られてきている。

今後も、児相の相談対応力強化のためには児相弁護士の配置拡充が求められるが、弁護士配置のメリットや課題を整理し、弁護士配置にあたって留意すべき点を、多少はまとめることができたものと思われるので、参考としていただければ幸いである。

忙しい中、質問紙調査やヒアリングにご協力をいただいた全国の児相のみなさまやご協力いただいた弁護士さんに、この場を借りてお礼と感謝申し上げます。

(文責 影山 孝)

V. 資料編

1. 全国児童相談所弁護士相談体制に関する再調査 集計結果

(1)自由記述以外の回答

1 昨年度の調査(平成 28 年 4 月 1 日時点)へのご回答以降、弁護士への相談体制(例えば、雇用形態・中央児相に配置された弁護士による地域児相支援体制・勤務日数・報酬単価等)に変化がありましたか。

(n=69 カッコ内は%)

①はい	②いいえ
44(63.8)	25(36.2)

「①はい」とお答えの場合には、**2**～**6**の質問にご回答ください。

「②いいえ」とお答えの場合には、**6**の質問のみにご回答ください。

2 貴自治体における弁護士体制について

該当する番号に○印をつけてください。()内は数字をご記入ください。

2-1. 児相弁護士による相談体制はありますか。

(n=69 カッコ内は%)

①はい	②いいえ
68(98.6)	1(1.4)

※昨年度調査結果(n=69)

①はい	②いいえ
65(94.2)	4(5.8)

①「はい」の場合

2-1-1. どのような相談体制をとっていますか。人数が特定できる場合は()にご記入ください。

(n=68 カッコ内は%)

※昨年度調査結果(n=65)

①常勤配置

6 人(8.8)

4 人(6.2)

②非常勤配置

31 人(45.6)

9 人(13.8)

③弁護士個人との契約

27 人(39.7)

41 人(63.1)

④弁護士会・弁護団との契約

15 人(22.1)

15(23.1)

②「いいえ」の場合

2-1-3. 本庁弁護士への相談体制はありますか。

(n=1 カッコ内は%)

※昨年度調査結果(n=4)

①あり	②なし
1(100.0)	0(0.0)

①あり	②なし
4(100.0)	0(0.0)

2-1-4. 2-1-3.で①「あり」と答えた方にお聞きします。本庁弁護士にはどのような相談体制をとっていますか。 (n=1 カッコ内は%)

①常勤弁護士に相談	②非常勤弁護士に相談	③契約弁護士に相談	④その他
0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)

※昨年度調査結果(n=4)

①常勤弁護士に相談	②非常勤弁護士に相談	③契約弁護士に相談	④その他
1(25.0)	0(0.0)	3(75.0)	0(0.0)

※児相弁護士と何らかの相談体制をとっている自治体は、このまま「3」中央児童相談所の児相弁護士による地域児童相談所への相談体制についてにお進みください。それ以外の自治体(本庁弁護士のための相談体制をとっている自治体)は、「6」にお進みください。

3 中央児童相談所の児相弁護士による地域児童相談所への相談体制について

中央児童相談所でのみ児相弁護士による相談体制をとる自治体にご質問します(児童相談所を単独に設置する政令市・中核市等を除く)。 中央児童相談所の児相弁護士は、どのような体制のもとで地域児童相談所を支援していますか。支援体制について教えてください。 ※自由記述

例：相談事例があるときに、児相弁護士が勤務する日に中央児相に予約を入れて出向き、相談する。

※別紙参照

4 児相弁護士の相談体制について

児相弁護士の相談体制について、該当する番号に○をつけてください。

4-1. 「常勤弁護士」による相談体制をとる自治体にご質問します。常勤弁護士に任期はありますか。

(n=6 カッコ内は%)

①任期つき	②任期なし
5(83.3)	1(16.6)

※昨年度調査結果(n=4)

①任期つき	②任期なし
3(75.0)	1(25.0)

4-1-1. 「①任期つき」の場合、任期は最長で何年ですか。数字をご記入ください。

5年(5か所とも)

※昨年度調査結果

5年(3か所とも)

4-2. 「非常勤弁護士」による相談体制をとる自治体にご質問します。非常勤弁護士の勤務日数は、月当たり何日ですか。非常勤弁護士が複数いる場合は、該当する選択肢すべてに○をつけてください。

(n=34 カッコ内は%)

①1回/月	②2回/月	③3回/月	④4回以上/月	⑤不定期
5(14.7)	8(23.5)	0(0.0)	16(47.1)	9(26.5)

注：複数回答あり。

※昨年度調査結果(n=9) 複数回答あり

①1回/月	②2回/月	③3回/月	④4回以上/月	⑤不定期	※2か月に1回
2(22.2)	1(11.1)	0(0.0)	2(22.2)	5(55.6)	0(0.0)

4-2-1. ①～④を選択された自治体にお聞きます。弁護士1人・1回あたりの勤務時間は何時間ですか。数字をご記入ください。

平均 4 時間

※昨年度調査結果

平均 3.625 時間

4-2-2. ⑤不定期を選択された自治体にお聞きます。相談の仕方を具体的に教えてください。また、おおむね月何回程度になりますか。

例：相談事例があるときに、随時電話で相談する。相談事例があるときに、弁護士事務所を訪問する。おおむね月に10回程度。

※別紙参照

4-3. 「契約弁護士」との相談体制をとる自治体にご質問します。契約弁護士の勤務日数は、月当たり何日ですか。契約弁護士が複数いる場合は、該当する選択肢すべてに○をつけてください。(n=32 カッコ内は%)

①1回/月	②2回/月	③3回/月	④4回以上/月	⑤不定期
11(34.4)	4(12.5)	0(0.0)	2(6.3)	22(68.8)

注：複数回答あり。

※昨年度調査結果(n=56) 複数回答あり

①1回/月	②2回/月	③3回/月	④4回/月	⑤不定期	※2か月に1回
19(35.2)	2(3.7)	0(0.0)	0(0.0)	32(59.3)	3(5.6)

4-3-1. ①～④を選択された自治体にお聞きます。弁護士1人・1回あたりの勤務時間は何時間ですか。数字をご記入ください。

平均 2.1 時間

※昨年度調査結果

平均 1.95 時間

4-3-2. ⑤不定期を選択された自治体にお聞きます。相談の仕方を具体的に教えてください。また、おおむね月何回程度になりますか。

例：相談事例があるときに、随時電話で相談する。相談事例があるときに、弁護士事務所を訪問する。おおむね月に10回程度。

※別紙参照

5 児相弁護士への報酬について

児相弁護士への報酬について、どのような業務にいくら報酬を設定していますか。

例. 日額〇〇円、電話1件〇〇円、申立書作成1件〇〇円 など

※別紙参照

6 上記以外で今年度になって児相弁護士への相談に関して変化がありましたか。

例：...児相弁護士が児相の会議に出席することが増えた。.....

※別紙参照

質問は以上です。ご協力誠にありがとうございました。

(2)自由記述の回答

3 中央児童相談所の児相弁護士による地域児童相談所への相談体制について

中央児童相談所でのみ児相弁護士による相談体制をとる自治体にご質問します(児童相談所を単独に設置する政令市・中核市等を除く)。中央児童相談所の児相弁護士は、どのような体制のもとで地域児童相談所を支援していますか。支援体制について教えてください。

- ・相談事例があるときに、児相弁護士が勤務する日に中央児相に予約を入れて出向き相談する。ただし、従来から実施していた法律相談事業も継続しており、各児相が相談事例があるときに直接事業の担当弁護士(児相弁護士とは別の弁護士。3地区×2名を定めているが、他地区の弁護士への相談も可能)の事務所に出向いて相談することも可能としている。
- ・年3回地域児童相談所に出張して出勤する他、中央児相出勤日にも来所しての相談可能。
- ・県内三児相に各3名の弁護士が配置され相談に対応している。
- ・児相弁護士の勤務日に中央児相に予約を入れて出向き相談する。児相弁護士が地域児童相談所に出張することもある。
- ・各児童相談所に1名の弁護士を配置している。
- ・相談事例があるときに、児相弁護士が勤務する日に中央児相に予約を入れて出向き相談する。
- ・非常勤の弁護士については、弁護士の勤務日に合わせ、地域児童相談所職員が中央児相に出向き、相談する。又、必要に応じ、弁護士が地域児相に出向いて支援する又は、相談場面に同席することもある。契約の弁護士については、支援検討専門会議の委員に委嘱しており、年間6回程度定例で(緊急時は随時)開催する委員会において、事例についての意見を聴取している。
- ・県内2箇所の子相の顧問弁護士として契約しているため、相談方法については、双方とも同じ体制(急件は電話相談、通常はファクスにての相談)であるが、こみ入った事例で面接相談をする時は、中央児相の方が近く、相談しやすい環境にある。
- ・週1回の弁護士勤務日に他の児相から依頼があれば中央子ども相談センターにおいて個別相談する。
- ・県内5ヶ所の子相を支援する児童相談センターに、週1日・5時間勤務予約して児童相談センターに相談に来るか、1-2ヶ月に1回弁護士が児相に出向いて相談を受ける。
- ・中央センターに配置されている4人の非常勤弁護士は、すべて他センターを兼務しており、4人を3:1(人)で振り分け、中央センターは週3日、他センターは週1日配置している。また、相方の都合により、配置日数は変更可能としている。
- ・予約を入れて出向き、相談する。
- ・中央児相に配置する。週1日の月4日勤務。月4回中、2回は他児相に、月2回は中央児相に勤務。中央児相の内1回は午後から県北の他児相勤務となる。当然必要に応じて勤務は変更可能とする。
- ・定期的に他児相へ出張。個別に相談がある場合は、電話、メール、出張訪問により対応している。平成28年度から県内2箇所へ配置となり事例は少なくなった。
- ・地域児童相談所(南部、西部)にも非常勤弁護士が各1名配置となっている。(月2回)
- ・相談事例があるときに、相談予約簿に記入、中央児相に出向き相談する。電話での相談でも可能。
- ・各児相より相談内容の連絡がある。ケースによっては児相弁護士が各児相へ出向いている。
- ・県に中央児童相談所1ヶ所のため回答なし。
- ・週4日勤務のうち、1日は地域児相への勤務日となっている。
- ・相談事例があるときに、児相弁護士に連絡を取り、弁護士の所属する弁護士事務所に出向き、相談を行う。

4 児相弁護士の相談体制について

4-2-2. 「非常勤弁護士」による相談体制で⑤不定期を選択された自治体にお聞きします。相談の仕方を具体的に教えてください。また、おおむね月何回程度になりますか。

- ・相談事例があるときに電話やメール、弁護士事務所を訪問する等事例によって相談方法は異なる。月1～2回程度。
- ・相談事例があるとき随時弁護士事務所を訪問し相談。概ね月1～2回程度。
- ・相談事例があるときに、随時電話で相談するか、弁護士事務所を訪問して相談する。おおむね月に13回程度。
- ・1回3時間の勤務を1単位とし、児相によっては2-3単位/月。
- ・定期相談日以外で相談事例があるときに、電話や弁護士事務所を訪問する。概ね月に3回程度（H28実績）
- ・中央児相：週2回設定している勤務日に、複数の非常勤弁護士が交代で勤務。他児相：月2回（1/2w）以下中央児相と同じ。

4-3-2. 「契約弁護士」との相談体制で⑤不定期を選択された自治体にお聞きします。相談の仕方を具体的に教えてください。また、おおむね月何回程度になりますか。

- ・相談事例があるときに、随時、電話や児童相談所への来所により相談する。年間通して実績がなかった弁護士もあるが、おおむね月1～2回程度。
- ・年間6回程度定例で実施している。その他、相談事例がある時に随時、電話やメールで相談、弁護士事務所を訪問する等で相談している。
- ・毎月1回弁護士が来所（1h/回）。その他相談事例が生じたときは、弁護士事務所を訪問。
- ・随時電話相談又は訪問。月1, 2回程度。
- ・定例の相談の他、緊急時等に弁護士事務所を訪問する随時相談がある。
- ・相談事例があるときに、弁護士事務所を訪問する。おおむね月数日。
- ・相談事例があるときに随時相談する。方法は電話・メール・弁護士事務所訪問による。年により違うが年0～5回程度。
- ・相談事例があるときに、弁護士事務所を訪問する。おおむね年に1～2回程度。
- ・月1回程度 相談事例があるときに随時電話で相談する。
- ・相談事例があるときに随時電話で相談するか、弁護士事務所を訪問して相談する。おおむね月に13回程度。
- ・児童福祉法第28条申立て等の相談・申立書作成のため、来所又は弁護士事務所を訪問する。メールでのやりとり。審問に同席してもらう。月10回程度。
- ・2か月に1回法律相談日を設け、案件を集めて相談している。なお、会場は中央センター内。相談事例があるときに、随時弁護士事務所を訪問。
- ・家庭裁判所への申立書や未青年後見人選任請求等法的手続きに関する書類作成に係る弁護士委託を随時行っている。
- ・定期相談日以外で相談事例があるときに、電話や弁護士事務所を訪問する。おおむね月に10回程度。
- ・相談事例があるときに、随時電話で相談または弁護士事務所を訪問（概ね1～2回/月）。
- ・相談事例があるときに、随時相談する。平成28年度までは、おおむね2か月に1回程度であったが、平成29年4月1日より常勤の児相弁護士が配置されたため、今後の回数は未定。

5 児相弁護士への報酬について

児相弁護士への報酬について、どのような業務にいくら報酬を設定していますか。

<時間毎> (最低 1,500 円/h～最高 13,400 円/h)

- ・面接 1時間につき 1,500 円 1回 3時間限度
- ・各種相談 1時間 5千円
- ・6,111 円/時間 (税込) (手取り 5,488 円)
- ・7,100 円/時間 (協議、電話、審問等の実時間および申立書作成にかかる時間に対して)
- ・相談 30分 5,000 円
- ・相談業務 : 5,000 円/30分
- ・30分 5,000 円
- ・5,000 円/30分
- ・代理人活動 : 0.5 時間 5,000 円
- ・相談 30分 5,000 円
- ・1時間拘束 : 1万円
- ・10,000 円/時間
- ・相談業務 : 10,000 円/時間 (謝金)
- ・配置弁護士への相談 1時間 1万円 (定期=月 1回 4時間)
- ・児相職員からのケースに関する相談に応じる業務について 1時間 1万円。申立書作成等については、嘱託外業務となり、別に経費が発生。
- ・定例法律相談 5,400 円/30分
- ・協力弁護士 : 1時間あたりの単価 (11,900 円又は 13,400 円 (経験年数により単価が異なる。)) に基づき、案件ごとに支払っている (報償費)。

<日額> (最低 10,100 円～最高 42,000 円)

- ・日額 10,100 円
- ・日額 16,500 円
- ・日額 18,700 円
- ・日額 20,300 円
- ・非常勤弁護士 : 日額 24,200 円 (報酬)
- ・25,000 円/日
- ・日額 25,000 円 (児童福祉行政全般への助言指導、その他法律的な専門的知識が求められる事例への対応等)
- ・日額 27,200 円
- ・日額 29,870 円
- ・非常勤の弁護士 : 日額 30,000 円
- ・日額 30,000 円
- ・日額 30,000 円 (非常勤)
- ・日額 30,000 円 (法律研修会、定例会議出席)
- ・日額 30,650 円

- ・日額 31,200 円
- ・非常勤弁護士は日額 34,900 円
- ・日額 42,000 円

<月額> (最低 30,000 円～最高 268,100 円 (非常勤)、532,000 円(常勤))

- ・月額 30,000 円
- ・月額 15,000 円／時間×3 時間
- ・50,000 円／月
- ・50,000 円／月
- ・月額 60,000 円
- ・70,000 円／月 (援助方針会議、日常的電話相談等)
- ・月額 120,000 円 (所で相談する以外、電話、メール等の相談も含む)
- ・月額 14 万円
- ・月額 150,000 円
- ・250,900 円／月額
- ・非常勤 月額 268,100 円
- ・常勤配置弁護士 給料月額 532,000 円

<年額> (最低 102,858 円～最高 1,235,000 円)

- ・102,858 円 (税込) /年
- ・法的指導助言業務：259,200 円／年・人
- ・委託料：36 万円 (税込) /年、交通費：920 円／回
- ・契約 定例及び臨時相談 400 千円／年 (定例は年 6 回)
- ・年間 60 万円 (月 5 万円)
- ・法律相談 弁護士 1 人 60 万円
- ・委託料：前回の回答と同じ (年額 615,600 円) 業務ごとに設定していない。
- ・741,000 円／年
- ・契約弁護士 法律相談委託契約 1,235,000 円 (年額)

<1 回／1 件毎> (電話相談 2,000 円～2,625 円、その他相談等 5,000 円～30,000 円)

- ・電話相談：2,000 円／件
- ・電話相談：2,500 円／件
- ・電話 (メール含む) 相談：2,500 円／1 件
- ・メール、電話 1 件につき 2,625 円
- ・法律相談：5,000 円／回 (原則 30 分)
- ・契約の弁護士：1 回 8,000 円＋旅費
- ・非常勤弁護士報酬 1 回 9,400 円
- ・家庭・機関訪問：9,800 円／1 件
- ・立入調査：9,800 円／1 件

- ・面談：9,800円／1件
- ・相談1件（概ね1時間程度）につき10,000円（契約）
- ・来所・訪問相談：10,000円／回
- ・ケース対応：1回1時間10,000円
- ・随時1件当たり10,000円
- ・随時相談10,000円／1件
- ・保護者対応等協力業務：10,800円／回
- ・契約弁護士は法律相談等1回30分5,400円（30分を超える場合は30分毎に5,400円）（報償費）
- ・1回2万円
- ・定例相談：1回2時間20,000円
- ・業務1回（1日）2万円
- ・研修会：1回2時間40,000円
- ・来所相談：（4時間）20,000円／回
- ・相談：28,100円／件
- ・1回あたり3万円（1時間1万円）
- ・臨時法律相談1回3万円
- ・相談業務：報償費（3万円／回）

＜裁判申立＞（75,600円～324,000円）

- ・児童福祉法第28条に基づく業務委託等は相談金32,400円、資料作成32,400円、出廷等10,800円（報償費）
- ・申立書作成：20,000円／件
- ・司法的手続き：80,000円／件、関係機関調整：20,000円／件
- ・家事審判申立書等作成業務：申立書作成86,400円／件、申立書等作成指導10,800円／回
- ・後見人申立：1件90,000円
- ・申立書作成：98,000円／1件
- ・申立書作成1件：10万円
- ・児童福祉法第28条 申立書作成1件10万円
- ・法的援助業務及び代理人業務 108,000円／件
- ・未成年後見申立 1人 108,000円
- ・児童福祉法第28条の審判等の委任 12万円
- ・児童福祉法第28条対応149,600円／1件
- ・「児童福祉法第28条申立て」／1件で弁護士2名を代理人として委任し、報酬（手数料）は、162,000円（うち消費税12,000円）×2名
- ・法的申立に係る弁護士委託 1件 162,000円
- ・児童福祉法第28条申立：1件180,000円（※きょうだいは、1人ごとに20,000円加算）
- ・親権喪失、親権停止：1件180,000円
- ・児童福祉法第28条申立て1件あたり約20万円程度を申立代理人弁護士（非常勤及び協力弁護士）に支払っている。
- ・申立書作成等1件20万円
- ・家裁申立て1件につき200千円

- ・児童福祉法第 28 条申立に関しては 1 件 20 万円（契約）
- ・申立等の代理人 1 件 25 万円（実費を含める）
- ・法的措置（児童福祉法第 28 条・親権停止など）一式 300,000 円
- ・家裁審判：委託料（手付金 30 万、報酬 20 万）
- ・家裁への申立て 1 件 30 万～50 万円、その他の民事訴訟等は県の基準による。
- ・児童福祉法第 28 条：困難度や人数等に応じ 30 万～50 万（総額）
- ・児童福祉法第 28 条申立に係る申立書作成 1 件 324,000 円

<その他>

- ・県の規定による時間給を支給している。
- ・市の常勤職員として雇用されており、市職員の棒給表により給与が支払われている。
- ・児童虐待に関する法律相談や児童福祉法 28 条の申立における法的援助業務を弁護士団体に委託する契約形態をとっているため、業務ごとの報酬については設定していない。
- ・常勤弁護士：給与として支払
- ・契約弁護士：無償
- ・行政職常勤一般職員として設定している

6 上記以外で今年度になって児相弁護士への相談に関して変化がありましたか。

- ・変化なし：20 件
- ・（非常勤が 0→1 へ増）弁護士への相談のハードルが下がり、積極的に活用するようになった。
- ・（非常勤が 0→9 へ増）児相弁護士が毎週受援援助方針会議に出席。親権戸籍法関連、児福法関連の相談対応増。
- ・（非常勤は 11 のママ、個人契約が 27→33 へ増）非常勤弁護士と児童福祉審議会委員の兼務をやめた。児童福祉審議会委員となっている協力（契約）弁護士については、当該弁護士が関わった案件を審議する際には、審議に加わらず退席することとした。
- ・（非常勤が 0→5 へ増、個人契約が 3→5 へ増）弁護士の勤務日に援助方針会議への出席及び個別ケースの相談をしており、法的対応や判断が必要な事例について助言を得ている。各児童相談所の雇用となっているため、所の状況を弁護士に把握してもらいやすく、相談しやすくなったと思われる。
- ・（個人契約 4 のママ）去年度までの月 1 回の法律相談に加えて、今年度から月 1 回弁護士の活用が増えた。（4 所 1 人ずつ）増えた月 1 回の活用については、所内援助方針会議の出席や係会議での法律に関わるケースの相談を担ってもらっている。（4 所活用方法異なる）
- ・（個人契約が 1→0 へ減、非常勤が 0→1 へ増）児相弁護士が児相の会議に出席することが増えた。相談しやすい環境があり、スピーディで安心感が持てる。ケースの対応、関係機関との協議にも入って頂ける。継続して相談ができる（新たな説明が不要）。
- ・（非常勤 1 のママ）月 2 回所（児相）の事務室にすることで、より気軽に相談できるようになりました。
- ・（個人契約が 1→0 へ減、非常勤が 0→1 へ増）援助方針会議への出席について、これまで月 1 回の法律相談のみであったが、毎週相談できる体制となったことによりタイムリーな相談が可能となった。非常勤特別職の児童相談所弁護士であることから職員の立場での児童や保護者に対する支援や指導などに関わることも可能になり、単なる相談ではない対応ができるようになった。

- ・(常勤が 0→1 へ増) 弁護士は法制課に所属しており、児童相談所には兼務としての所属となっている。毎週水曜日に児童相談所で勤務し、援助方針会議を始めとした、児童相談所の会議に出席し、助言をしてもらっている。週に一日とはいえ、児童相談所に勤務してもらえるため、相談がしやすくなった。
- ・(個人契約 2 のママ) 児童福祉法第 28 条の申立等について、児相所長が弁護士に代理人契約を結ぶ費用を予算化した。予算額 100 万円 (1 件 25 万円×4 件) ※県 2 ヶ所の児相を合わせたもの
- ・(個人契約 1 のママ) 顧問弁護士自身の意識に変化があり、顧問契約内容に変化はないが、法定代理人を引き受けて下さったり、保護者の面接場面に立ち会ってもらえるようになっている。
- ・(団体契約 22→23 へ増) 法律相談、代理人業務をはじめ、保護者面接時の同席、援助方針会議における助言など多岐に渡り弁護士との連携が深まりつつある。
- ・(団体契約が 2→3 へ増) 弁護士に頼める業務が増えた。
 - ・司法機関 (検察・警察等) との法的調整業務
 - ・要保護児童対策地域協議会の法的支援業務
 - ・援助方針会議における法的助言業務
- ・(団体契約が未記入→1) 児童福祉法第 28 条の措置に伴う法的対応等を中心に相談できる時間が確保でき児童相談所の機能が強化されている。
- ・(団体契約が 4→7 へ増) 対応会議への参加が 2 回/月に増えた。児童福祉法第 28 条等、法的事象へのその都度の相談は契約弁護士の数が増えたことで同時期の複数相談の対応がしやすくなった。
- ・(団体契約が 15→19 へ増) 児相弁護士が児相の会議に参加することにより、刑事事件に絡む事例の調査方法について助言を得たり、法的対応について迅速に対応することが可能となった。ただし、従来の支援型対応についてはケースを積み重ねる過程で弁護士と児相間で考え方をすり合わせていく必要があると感じる。職員研修の講師を務める機会が増えた。
- ・(非常勤が 0→4 に増、団体契約が未記入→10) 非常勤でも週に数日弁護士がいるということで、法律的な相談が迅速に実施でき、助かっている。援助方針会議や保護者との面接も同席したうえでの、様々なアドバイスを受けている。その他各機関との会議にも出席している。
- ・(予算は 1 名分で非常勤が 0→5 へ増) 児相弁護士が児相の援助方針会議に出席することが増えた。児相弁護士へ日常的に気軽に軽微な相談をすることが増えた。市町村要対協のケース会議等へも必要に応じて児相弁護士が参加できるようになった。
- ・(非常勤が 0→5 へ増、団体契約が 1→0 へ減) 児相弁護士に緊急受理会議や所内ケース会議へ参加してもらい助言を受ける機会も増えてきている。
 弁護士と関係ができる中で気軽に相談しやすい雰囲気が醸成されている。
- ・(個人契約が 5→0 へ減、団体契約を常勤配置が 0→1 へ増) 個別ケース会議への弁護士参加や保護者との面接の際に同席してもらうことで心強く安心して対応できる。受理会議や援助方針会議に参加してもらい適切な助言を受けることができている。児童虐待の対応の際の一時保護や施設入所に伴う親子分離、面会・交流制限等、日常的に様々な法的判断を必要とする業務を適切かつ円滑に行うことができる。
- ・(非常勤が 0→2 へ増) 受理措置会議において弁護士を交えて協議することが増えた。
- ・(非常勤 1 のママ) 対応困難な保護者との同席面接、同行訪問、虐待受理会の出席、職員研修の講師、職員への助言指導等状況に応じて対応していただいております、今年度も同様をお願いできる状況である。これら以外でも弁護士に関わってほしい事例があれば、柔軟に対応していただけることになっている。
- ・(個人契約が 1→0 へ減、団体契約が 0→8 へ増) 児相弁護士が児相の会議に出席することが増えた。複数の福祉司が気軽に相談するようになった。

- ・(常勤が 0→1 へ増、団体契約が 0→15 へ増) 児童福祉法第 28 条が予想されるケースへの面接時に弁護士が同席することにより法的対応への初期からの取り組みが出来るようになった。
- ・(非常勤が 0→2 へ増) 月 2 回、相談時間の増加と 2 名の非常勤体制になってから、これまでと比べて軽めの内容でも気軽に相談をするようになり相談件数が増加した。また、家裁申立文書の助言や提出書類作成のために医師への説明と立会、弁護士による法テラス窓口への相談などこれまででない活用場面が出てきた。
- ・(非常勤が 0→1 へ増、個人契約が 2→0 へ減) 審議会資料の作成等を任せられるようになった。ケース対応への同行、支援をしてもらえるようになった。
- ・(個人契約 1 のママ) 本庁(法制課)に任期付弁護士 2 名が配置されたため、2 名の内 1 名が交代で児童相談所の受理援助方針会議に出席助言を行っている。2 回/週。
- ・(非常勤が 0→16 へ増、個人契約が 1→0 へ減) 執務室に弁護士がいることで、日々感じている法的対応の可否について、より気軽に相談できる。家裁への申し立て等は、まず非常勤弁護士に申し立て可能かどうかを相談し、別途業務委託をする形で対応している。
- ・(非常勤が 4→6 へ増) 相談回数が増えたため、困難事例における保護者話し合いへの同席や一時保護告知及び説明での同席等、従来の法的対応相談を含め、弁護士への対応依頼の範囲が広がっている。

2. 児童相談所ヒアリング項目

【共通の質問】

1. 児童相談所の相談対応の状況と弁護士配置の実情
2. 具体的な勤務形態（日数、時間）
3. 弁護士に期待している役割と弁護士配置の必要性について
4. 現状の弁護士配置のメリット
5. 現状での弁護士配置の課題と今後に向けた検討事項
6. 援助方針会議への出席状況
 - ①援助決定への関与の在り方
例：援助決定にあたって弁護士の発言の有無

【弁護士さんに対する質問】

1. 実際の相談の状況
 - ①全体か部分か：事例の部分的な問題に対し相談を受けているのか、もしくは事例全体に対応するのか？
 - ②相談をうける場所は？
 - ③弁護士は1人で対応するのか、複数で対応するのか？
2. 児相で弁護士として受けた相談内容
例：国籍取得関係、DV事例での子どもの保護に際する父親の同意の問題、医療ネグレクトでの生命倫理に関する判断等
3. 弁護士側からみた児相の仕事への関与の程度
 - ①弁護士が関わった方が、効率的ないし有効だと考えるが、関わっていない仕事はあるか。
 - ②依頼されて弁護士の仕事をするので、弁護士側から申し出がしにくいということはあるか？
4. 児相弁護士になる以前（常勤弁護士の場合）の仕事
非常勤弁護士、契約弁護士の場合は、児相以外の弁護士業務について
 - ①少年、児童関係の問題に関与していたか？具体的には？
 - ②福祉問題に関与していたか？具体的には？
 - ③その他 具体的には？
5. 引き継ぎの問題
 - ①前任者として後任の弁護士への引き継ぎをどのように考えているのか？
 - ②後任の弁護士を育てるには、どのような工夫をしているか？

③弁護士会との協力関係はどうか？

6. 弁護士会との関係

①弁護士会費負担はどうか？（常勤のみ）

②新しく見相に入る弁護士の育成と現場での引き継ぎにむけた協力体制はどうか？

【児童相談所職員の方への質問】

1. 児童相談所に弁護士の法律相談を導入したきっかけはあるのか？

例：〇〇のような事件、事故があって導入

2. 弁護士の在籍時間（非常勤、契約の場合）

①弁護士が見相で待機するモデルパターンがあるとすれば、どのようなパターンを希望するか

例：相談したいときに電話する、一日中在籍、午前中のみ在籍

②弁護士に相談する際、どのような方法がよいか

例：口頭、電話、メール、書面

3. 弁護士に依頼したい仕事

①一般的に虐待対応のイメージが強いが、虐待以外での弁護士のかかわりはあるか？

あるとすればどのような相談か？

②非行相談の家裁送致等で、裁判所に提出する書類の作成に弁護士は関与しているか？

関与していないとすれば、今後関与を求めていきたいか？

③その他

4. 弁護士に研修講師を依頼していますか？

5. 2015年以前の弁護士体制はどうなっていましたか？

6. 弁護士と児童福祉司の役割分担をどう考えているか？

7. 児童相談所にとって弁護士配置が効果的になるためにさらに課題があるとすれば何でしょうか？

8. 今後弁護士配置の変更を検討しているか？

検討しているとすれば、その方向性は？

平成29年度研究報告書

児童相談所における弁護士の役割と
位置づけに関する研究
(第2報)

平成30年8月31日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 影山 孝
共同研究者 池田 清貴
金子 祐子
久保 樹里
信田 力哉
浜田 真樹
川松 亮

印刷 (株)シーケン TEL. 045-893-5171